

日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(3) 明治期における友子の組織と機能(上)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

1985-10-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008451>

明治期における友子の組織と機能（上）

——日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(三)——

村 串 仁三郎

目 次

一、研究課題と問題点

二、明治期における友子制度の普及（以上本誌五二一三・四号）

三、明治期における友子制度普及の必然性（本誌五三一一号）

四、明治期における友子の組織と機能（上）（本号）

四 明治期における友子の組織と機能

はじめに

本節の研究課題は、一般的に言えば、明治期における友子の組織と機能の実態を解明することであり、具体的にいえば、まず第一に明治期の友子の組織実態が如何なるものであったかを明らかにすることである。すなわち、一、明治期の友子は如何なる組織原理で構成されていたか、友子を構成した結合原理あるいは結合の方法、そして友子の職業倫理は何であったのか。二、明治期の友子は、如何なる組織構成をもって編成されていたか、すなわち友子

の単位組織はどのようなものであり、他の単位組織とどのような関連をもっていたか。三、明治期の友子は、如何なる組織運営を行っていたのか、ということを明らかにすることである。

第二の課題は、明治期の友子の機能の実態は如何なるものであったかを明らかにすることである。すなわち、一、技能養成機関としての友子は、明治期に坑夫の取立をどのように行なったか、より詳しくいえば、取立前の見習期間、取立の年齢はどのようなであったか、取立の儀式はどのように行なわれ、取立後の修業はどのように展開されたか。二、明治期の友子は、具体的にどのような共済活動を行なったか、三、明治期の友子は、労働市場にどのように関わっていたか、あるいは鉱山の生活・労働の秩序維持に如何なる役割を果たしていたか、などなどである。

これらの具体的な研究課題の遂行は、これまで友子制度の研究が明治末期以降の友子実態をしか問題にして来なかった点に反省を迫ると同時に、明治末期以後に明らかになっている友子制度が、どのように形成されてきたかを明らかにするだけでなく、友子制度は、明治三〇年代前半期に十分に制度的に確立していたことを明らかにするはずである。また、すでに前稿で私が明治期に友子制度が普及した必然性として述べた仮説を具体的に実証することにもなる。

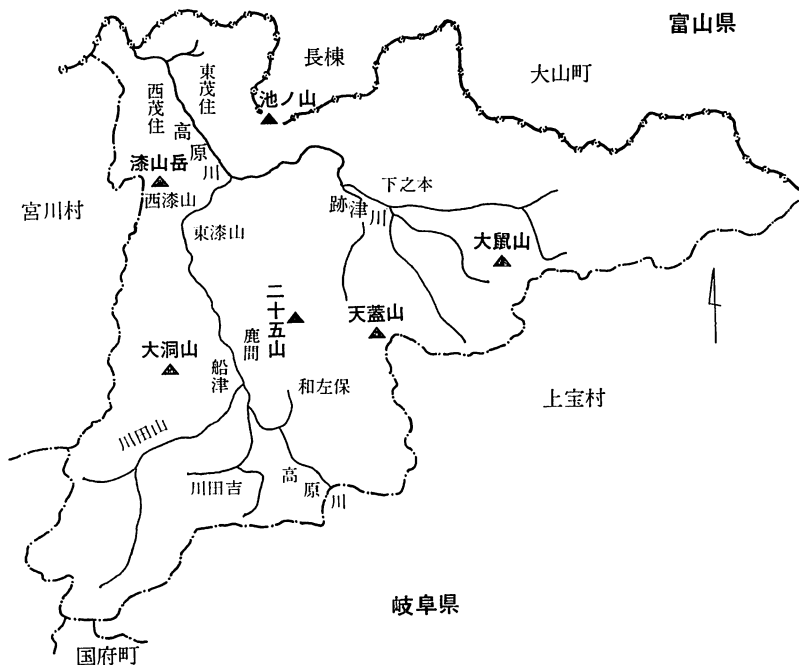
なお本稿の課題は、明治の前期と後期の二段階に分けて検討される。その理由は、明治前期の友子制度の発達度合をはっきり検出することと、その発達度の上に明治後期における友子制度の確立がなされたことを強調したいためである。

(1) 明治前期における鉱山経営と友子資料

(a) 明治前期における鉱山経営

3 明治期における友子の組織と機能（上）

第1図 神岡村略図



明治前期の友子制度は、一方では官営鉦山や民間先進鉦山のように近代化されつつあった鉦山の下で存在したが、他方では、徳川期以来の経営形態と殆んど変わらない在来鉦山の下で存在した。官営鉦山の場合にしても、明治前期には、近代化はまだ不十分であり、特に労働力編成については、旧来とあまり変わらないものであった。ここでは、明治前期の友子制度の存在基盤をなす鉦山経営と鉦夫の存在形態の特徴を、主に明治前期の友子資料が残された飛騨地方の旧神岡諸鉦山と一、二の官営鉦山を例に明らかにし、明治前期の友子制度の特質を解明する手懸りとしてい。

まず旧神岡諸鉦山の経営と労働力編成の概要をみることにしよう。

徳川期から明治前期における飛騨地方

第1表 和佐保鉱山（北平・南平鉱）の鉱夫数別舗数（万延元年・1860）

人員規模	舗数	%	規模別人員	%
1人	2	4.3	2人	44.0
2	15	32.6	30	
3	9	19.6	27	
4	8	17.4	32	
5	2	4.3	10	25.5
6	1	2.1	6	
7	2	4.3	14	
8	3	6.5	24	
9	—			
10	—			
11~15	3	6.5	37	17.4
16~29	—			
30	1	2.1	30	14.1
	46	100.0	212	100.0

『神岡町史』資料編中巻，447—52頁より作成

の鉱山は、大別して四つの地域にわけられる。一つは、二十五山の東南斜面に位置する旧和佐保村の地域で、大富、前平、東平、ズリ谷、南平などの諸鉱山があり、もう一つは、二十五山の北部に位置する旧鹿間村の地域で蛇腹平、源蔵谷、菅沢などの諸鉱山がある。三つ目の地域は、東漆山の取切山鉱山があり、四つ目の地域は、富山と岐阜の県境周辺にあり、神岡村側には、東茂住の諸鉱山が、富山県側には長棟の諸鉱山がある。

ここで鉱山といっても、多数の小さな坑口（舗）が存在する一定の地域を総称しているにすぎず、一鉱山は一つの鉱山資本によって経営されているわけではなく、逆に、一鉱山に多数の経営者が混在しているのが特徴的である。

旧神岡の諸鉱山は、徳川期の古くから経営されていたが、天領であったため、高山の鉱山取締役所の支配下に多数の請負鉱業人によって経営されてきた。しかし鉱山の規模は小さく、第一表に示したように幕末の一坑あたりの鉱夫数は、二〜八人位が支配的であり、一〇人以上

5 明治期における友子の組織と機能（上）

第2表 和佐保鉱山別鉱夫数（万延元年・1860）

	下稼人数	鉱夫数	内訳掘子	ざり子	岡廻り	女職	炊焚	舗数	1舗平均 鉱夫数
東平鉱	24	117人	39人	48人	22人	8人		22人	5.3人
北平・南平	41	216	83	85	33	13	2	47	4.5
大留	28	124	48	52	22	2		29	4.2
菅沢・深洞・栃洞		43	14	17	8	4		3	14.3
ずり谷		13	4	5	4			2	6.5
合計		513	188	207	92	27	2	103	4.9

『神岡町史』史料編中巻，443—462頁より作成

の中規模坑はごく少数であった。坑口は百数十あったが、そこで働く鉱夫数は五百数十人程度にすぎず、一坑当りの平均鉱夫数は四～五人であった。それでも経営者の中には、四〇～五〇人の鉱夫を雇う比較的大きな鉱業人もごく少数ながら存在したようである。長棟の鉱山もほぼ神岡の場合と同様であったが、幕末には休山していた。

維新後、明治六年（一八七三）に日本坑法が發布されるまでは、神岡の旧諸鉱山は、旧来の経営形態を維持していたが、日本坑法の發布以後は、諸鉱山は完全に民営化された。しかしその経営実態は、明治一九年（一八八六）に三井組が神岡地区の諸鉱山を買収して神岡鉱山に統一するまでは、幕末以来の鉱山経営と殆んど変らなかつた。⁽²⁾ 神岡鉱山の地稼時代と呼ばれているのは、この時期のことである。

維新後は、高山にある幕府時代の鉱山役所の支配に代って、高山の製錬所を経営する地元の鉱山資本家（地元の商人、比較的成長した鉱業人、その他の産業資本家）が、鉱山経営の中心に座り、直接の鉱山経営は、彼らから融資を受ける小さな鉱区の借区人（稼人）と比較的大きな鉱業人によって行なわれた。鉱石は、鉱業人により山元で粗製錬され、高山の製錬所に送られて更に精錬⁽³⁾された。

明治初期の旧神岡鉱山の経営形態は、第三表に示したように、形式的には、

第3表 神岡諸鉱山の借区人・坑数・坪数（明治6年・1873）

	借区人	坑 数	坪 数	1人当借区坪数
和佐保村・大富鉱	23人	23	7,980	346坪=22人, 368坪=1人
前平鉱	35	35	3,900	{111坪=31人, 115坪=3人,
東平鉱	7	7	3,607	114坪=1人
ズリ谷鉱	1	1	500	362坪=6人, 372坪=1人
鹿間村・蛇腹平鉱	50	50	11,234	500坪
源蔵谷鉱	9	9	3,123	{224坪=37人, 448坪=34人,
菅沢鉱	15	15	5,057	672坪=1人, 930坪=1人
東漆山村・取切山鉱	27	27	3,618	347坪=9人
跡津川村・間山谷鉱	1	1	380	337坪=15人
合 計	168	168		134坪=27人
				380坪

『神岡鉱山史』432—48頁より作成

一六八人の鉱区の借区人が、一人平均数百坪の零細鉱区を借区し、一借区に一つの坑口を開いて数人の坑夫を抱えて操業する、というものであった。しかし鉱山経営の実態的形態は、一方では少人数の鉱夫を抱えて稼行する零細経営と、他方では、零細借区を統合して数十人の鉱夫を雇用して稼行する資本家的鉱山経営に両極分解していた。

例えば、第五表に示したように鹿間村の蛇腹平鉱山は、明治五年（一八七二）には六七人の鉱業人あるいは稼人がいたが、出鉱銅四〇〇貫以下の稼人は五九人で、出鉱の三二・六％しか占めていなかったのに対し、七〇〇貫以上の鉱業人は八人おり、出鉱量の六七・四％を占めている。そのうち有巢利三郎は、出鉱の二一・二％、角川忠吉は一・一％、追分伊助は一・四％を占める有力な鉱業人であった。因に出鉱量から推計した雇用鉱夫数は、有巢が五二人、角川が三〇人、追分が二八人程度であった。

他方零細稼人は、鉱夫四人以下の経営で、これらの経営の労働力シェアは、三四％であるが、鉱業人の数としては五九人で圧倒的に多かった。彼らは自営業者に近く、又中には有力な鉱山資本家に従属する事実上の賃労働者に近い者もいたと思われる。

7 明治期における友子の組織と機能（上）

第4表 神岡諸鉱山鉱夫数（明治4年・1871）

	諸 職 人
和佐保村・大富 鉱山	210人
鹿間村・蛇腹平 鉱山	285人
東漆山村・取切山 鉱山	103人
他 鉱 休 山	—
合 計	598人

（注）『神岡町史』史料編中巻，532—533頁より作成。

休山は前平，東平，池之山，銀山谷である。
原資料は『明治四年辛未鉱山年表』である。

旧神岡諸鉱山における鉱山経営と労働力の編成は、明治一九年に三井組に統合されるまで多少の変化あるにしても、基本的には以上のようなものであった。明治前期の旧神岡諸鉱山における友子制度は、以上のよ

第5表 蛇腹平鉱山の規模別経営形態と階層別鉱夫数（明治5年・1872）

出 鉱 銅	鉱業人名又は人員	鉱業人別鉱夫数（推計）	
代 表 的 鉱 業 人	4,439貫	有 巢 利三郎	52人
	2,529	角 川 忠 吉	30人
	2,388	追 分 伊 助	28人
	1,354	石 井 与三郎	15人
	1,083	若 山 浅次郎	13人
	820	茂 住 藤 吉	10人
	767	田 中 忠右衛門	9人
	721	長 井 孝 助	8人
小計	14,101	8人	165人
出 鉱 銅 規 模	300—400	4人	一坑平均 4人 16人
	200—300	6人	” 3人 18人
	150—200	9人	” 2人 18人
	100—150	7人	” 1.5人 10人
	50—100	17人	” 0.8人 13人
	50	16人	” 0.5人 8人
小 計		59人	一坑平均 1.4人 83人
合 計		67人	248人

（注）1. 出銅量については『神岡鉱山史』447—8頁による。

2. 鉱夫数は第4表に示した明治4年の蛇腹平鉱山の鉱夫数285人に出鉱比率を乗じて算出した。

うな鉱山経営形態と労働力編成の下で存在していたのである。それが、友子の組織に如何なる影響を与えているかは、次項で明らかにしよう。

他方官営鉱山や民営でも徳川期以来大鉱山であった有名鉱山の場合は、事態は若干異なっていた。

例えば、明治元年（一八六八）一二月に官収され、翌年から洋式熔鉱炉の導入、採鉱方法の西欧化によって近代化を開始した生野鉱山では、徳川期にすでに幕営の大鉱山として、多数の通洞（主要坑道）を開さくし、多数の排水坑や通風坑を擁し、数百メートルもの坑道を数多く開さくするほど大規模かつ計画的な採鉱を行なっていた。生野鉱山では代官所の下に、多数の山師が多数の鉱夫を雇用して坑道の開さくや直接採鉱を請負い稼働していた。⁽⁶⁾

官営後の生野鉱山では、フランス人技術者コワニーの指導の下に近代化がはかられ、経営の面でも新たな再編が行なわれた。旧山師らは、新政府に鉱山採鉱の権利を献上し、鉱山役人と外国人の技師坑夫職工の下に再雇用された旧鉱夫らが働くことになった。詳しい雇用形態は明らかではないが、『生野鉱山景況書』（明治九年）によれば、採鉱部門についてみると外国人坑夫を置き、「日々諸坑ヲ検窺シ毎夕其実況ヲ技長ニ報ズ」、「坑夫頭、弐拾名ヲ置き、日夜各坑ヲ巡視セシメ、役夫ノ懈怠ヲ責メシム」ということであった。⁽⁶⁾この坑夫頭が後にみる飯場頭であるかどうか定かではないが、明治二九年（一八九六）に三菱に払下げられる以前に、すでに飯場制度が形成されていたことからみると、官営生野鉱山の少なくとも採鉱部面では、二〇数名の坑夫頭の下に鉱夫らは編成され、飯場制度に近い雇用制度の下に置かれていたのではないかと考えられる。ただしこの坑夫頭は採鉱などは請負わず労務管理を中心とした請負人であったと思われる。コワニーなどの近代的鉱業技術者の指導する鉱山で旧山師などを中心とする採鉱請負は⁽⁷⁾ありえないからである。因に後に詳しくみるように、明治二六年（一八九三）の生野鉱山の支山であった神子畑鉱山の坑夫取立「免状」には、「生野鉱山第一号飯場」、「生野銀山小田垣飯場」、「生野口銀谷通

常飯場」、「大立飯場」の立会人がおり、明治二〇年代初めには、飯場制度の存在が確認される。太田虎一『生野史』第一巻鉱業編は、飯場制度は「明治初年頃に、養父郡明延鉱山から生野に來山した坑夫数人によって一家を形成し共同生活を営んだのが母体⁽⁸⁾」であり、起源であると指摘しているが、その真偽のほどは明らかではないが、明治初期にすでに飯場制度が存在していたことを示唆している。

他方坑夫は、「八時間ヲ以テ交代ノ時限」とし、「出鉱場竝ニ開拓場トモ一ヶ所ニ坑夫六名ニシテ之ヲ請負ヒ」、三方制で一方「二人入坑⁽⁹⁾」して働いた。採鉱以外の運搬・選鉱や製鍊部門には、機器が導入され、近代的な職種が形成されていた。

このように官営鉱山においては、明治前期にすでに近代化され、雇用関係も近代的な側面が強まってきた。生野鉱山における明治前期の友子制度は、こうした近代的鉱山において存在したのである。明治前期に友子制度の確認される院内銀山、阿仁銀山などの近代化の早い鉱山も、また明治前期に友子制度の存在は確認されないが友子制度が存在したと思われる佐渡鉱山、別子銅山なども、生野鉱山の経営形態に近かったと思われる。

(1)の(a)の注

(1) 徳川期の飛驒の鉱山経営については、三井金属鉱業編『神岡鉱山史』第一編を参照。

(2) この点について詳しくは、『神岡鉱山史』第二編を参照。

(3) この時期の神岡の鉱山経営については『岐阜県史』通史編近代中の第四章第八節「鉱業」をも参照。

(4) 石井与三郎は、鉱夫上りの鉱業人であるが、明治一〇年代初めに同じく鉱夫上りの加藤吉蔵とズリ谷で三〇人ほどの坑夫を使役していたといわれる。また長谷川喜平も大富鉱山で三〇人ほどの鉱夫を使用していたらしいといわれている。同上

『岐阜県史』九〇八―九頁。

(5) 徳川期の生野鉱山の経営形態については、小葉田淳『日本鉱山史の研究』の「生野銀山」の章を参照。

(6) 太田虎一『生野史』校補鉾業編、九八頁。

(7) もっとも採鉾請負という言葉はあいまいである。近代鉾山において、坑夫の採鉾請負といっても、間切りのように、坑道の掘進長さに応じた出来高賃金を呼ぶ場合は、単なる出来高賃金制を示すにすぎない。これに対して本来の採鉾請負制とは、坑夫を抱えている請負人に対して、一定の鋪の採鉾権を貸与して、時には資本を出資させ、時には出資なしに、採鉾を請負わせ、鉾石を買上げたり、採鉾量に応じた切賃を支払う形態である。官營生野鉾山では、こうした徳川期の採鉾請負制は存在しなかったと思われる。もっとも飯場制度は、坑道の掘進を時には請負うこともあったと思われるが、これは出来高賃金の変形にすぎず、飯場頭の手当又は収入は、労務管理に対する請負賃であり、出来高賃金の一種であったとみられる。

(8) 前掲『生野史』鉾業編、五五九頁参照。

(9) 同上、九八頁。

(10) 官營下の院内鉾山の雇用形態の再編については、秋田県立図書館蔵の山崎文庫の明治八年『院内銀山』（コンニャク版）は、明治七年一月以前の経営方法は「漸次更正シ、其狼雜煩冗ノ習ハ一切之ヲ芟除シテ別ニ範規ヲ設ケテ業ニ就カシム」と指摘し、旧弊たる請負制を廃止したようである。

(b) 明治前期の友子資料

明治前期の友子制度の実態を解明する資料は、はなはだ乏しい。今日までのところ管見する限りで友子の直接的資料は、飛騨の旧神岡鉾山に係わる数点のものにとどまっている。それらは次のものである。

- 一、明治二年の鹿間銅山の「大工取立面附」
- 二、明治一〇年の旧神岡鉾山に係わる鉾夫の取立札（二枚）
- 三、明治一〇年からの長棟鉾山の山崎徳次郎による『大工取立ニ附諸造用日記帳』（抜萃）
- 四、同上、『浪人銭別日記』（抜萃）

五、明治一七年の長棟鉦山の「新規取立面附」

六、明治一九年の蛇腹鉦山の「坑夫取立連銘證」

そのほか他鉦山に係る前々稿「明治期における友子制度の普及」で言及した一連の断片的かつ間接的な友子資料があるのみである。確かにこれだけの資料では少ない。しかし、これらの資料とこれら資料の背景をなす種々の資料及びその他の時期の友子資料などを参考にすると、幾分とも明治前期の友子制度のイメージが浮びあがってくるように思われる。

ここでは、まずこれまで未公表の資料を紹介しておこう。第一は、明治二年（一八六九）の鹿間銅山の「坑夫取立面附⁽¹⁾」である。これは、明治三年に筆写されたもので、神岡町の若田恒雄氏所蔵のものである。大変貴重なもので全文紹介しておきたい。

明治参年	大工取立面附写
	高山
午ノ極月日	平蔵書

(表 紙)

大工取立面附之事

※1

親分当国住人

子分当国産

一 清市郎

善三郎

一 平三郎 同住

要三郎 同産

一 吉左衛門 同住

久助 同産

一 久吉 同住

勘次郎 同産

一 新三郎 同住

兼吉 同産

一 忠三郎 山城国住

越前産

一 当国住

甚太郎 当国産

一 又 " 市 住
 一 □ 三 郎 越 前 住
 一 市 兵 衛 同 住
 一 儀 兵 衛 同 住
 一 平 三 郎 同 住
 一 茂 兵 衛 同 住
 一 才 助 同 住
 一 善 三 郎 同 住
 一 宗 三 郎 当 国 住
 一 佐 兵 衛 越 中 住
 一 弥 次 郎 当 国 住
 一 菊 治 郎 当 国 住

吉 " 介 産
 長 " 同 産
 幸 三 郎 同 産
 清 " 吉 同 産
 平 " 吉 同 産
 要 " 蔵 同 産
 庄 " 吉 同 産
 彦 次 郎 同 産
 大 郎 右 衛 門 同 産
 伊 兵 衛 同 産
 七 兵 衛 同 産
 与 " 助 同 産

※
7

一 仙 " 同 住
 一 伊 " 同 住
 一 甚 " 同 住
 一 吉 左 衛 門 当 国 住
 一 長 四 郎 越 前 住
 一 庄 五 郎 当 国 住
 一 栄 " 越 中 住
 一 久 " 同 住
 一 藤 " 同 住
 一 直 兵 衛 同 住
 一 次 " 同 住
 一 " 当 国 住

藤 " 同 産
 久 " 同 産
 平 治 郎 同 産
 甚 " 同 産
 長 " 同 産
 幸 治 郎 同 産
 吉 " 同 産
 藤 右 衛 門 同 産
 □ 三 郎 同 産
 平 " 同 産
 伊 " 同 産
 " 越 中 産

※
8

15 明治期における友子の組織と機能 (上)

一 久左衛門
 " 同住
 一 吉四郎
 " 当国住
 一 定吉
 " 越中住
 一 国五郎
 " 同住
 一 宇兵衛
 " 越前住
 一 丞三郎
 " 同住
 一 元輔
 " 同住
 一 嘉兵衛
 " 同住
 一 由蔵
 " 同住
 一 弥兵衛
 " 同住
 一 長五郎
 " 同住
 一 文助
 " 同住

菊治郎
 " 越中産
 六兵衛
 " 同産
 藤吉
 " 同産
 平蔵
 " 同産
 久太郎
 " 同産
 清治郎
 " 同産
 新助
 " 越前産
 清助
 " 同産
 与兵衛
 " 同産
 宗七
 " 同産
 弥吉
 " 同産
 藤三郎
 " 同産

※9

一 均治郎
 " 同住
 一 新兵衛
 " 越前住
 一 喜右衛門
 " 同住
 一 重兵衛
 " 当国住
 一 忠右衛門
 " 越前住
 一 □三郎
 " 同住
 一 甚吉
 " 同住
 一 与兵衛
 " 同住
 一 惣助
 " 同住
 一 儀助
 " 当国住
 一 与三郎
 " 越前住

" 同産
 豊蔵
 " 同産
 伊助
 " 同産
 右七
 " 同産
 文助
 " 同産
 市右衛門
 " 同産
 平助
 " 同産
 茂助
 " 同産
 栄吉
 " 同産
 弥兵衛
 " 同産
 宗右衛門
 " 当国産
 清九郎
 " 同産
 " 同産

※10

第三、第四の長棟鉦山に係る二つの『日記』は、これまでの論稿でもふれたように徳川期の長棟鉦山に由緒のある山崎家の末裔である山崎徳次郎が、子分として取立てられた時から書き残した貴重な友子資料であるが、『神岡鉦山史』⁽²⁾に一部が引用されただけで、ゆくへを採がしているが、残念ながら目下その所在は不明である。この資料は本論の中で詳しく紹介する。

第五の明治一七年の長棟鉦山の「新規取立面附」⁽³⁾は、『神岡鉦山史』に全文紹介されているので、梓組だけを紹介しておく。

新規取立面附

- 親分越中国住 子分越中国産
- 一 綱常 右衛門 山口 侶助
- 親分越中国住 子分越中国産
- 一 濱野 久三郎 弥七郎
- 親分越中国住 子分越中国産
- 一 浅野 市助 中川 貞次郎
- 親分飛州国住 子分越中国産
- 一 清崎 兵左衛門 浦辻 藤松
- 新分越前国住 子分越中国産
- 一 山田 才助 才藤 源次郎

—— 他十五組 ——

- 世話人 白川 藤助
- 清崎 兵左衛門
- 山田 才助
- 境 兼造
- 山崎 徳次郎
- 玉井 長造
- 宮川 市三郎
- 若松 直次郎
- 五ヶ山 栄三郎
- 池原 平吉
- その他二名 ——

立会 飛州国池之山

御山内

千鶴

万亀

明治十七年

五月時

且又親兄弟之事

越中国トラ谷村

むつまぢく

ぢみ寿命のながいところ

よ路こぶ事也只慶寿なり

兄弟結中

長棟鉦山

沖田 達次郎

— その他七名 —

第六の明治一九年の蛇腹鉦山の「坑夫取立連銘證」⁽⁴⁾は、神岡町の林安一氏が神岡町米田家所蔵のものを筆写したものであり、未公開なのでここで全文を紹介しておきたい。尚、神岡鉦山の貴重な友子資料の公表を承諾された若田恒雄、林下安一両氏に厚くお礼を述べたい。

坑夫取立連銘證

親分濃州

子分飛州

一、箕島 新三郎

樋口 藤介

飛州

越中

一、米沢 新助

宮嶋 久四郎

飛州

越中

一、白川 久助

笹場 三吉

飛州

越中

一、山下 秘吉

笹場 徳藏

濃州

一、和田 左右衛門

飛州

岩下 岩一 郎

飛州

一、仲川 久吉

越中

澤井 達次郎

一、壽崎 倉次郎

越中

越中

明石 甚藏

一、仁田 善四郎

越中

飛州

宮田 文藏

一、山口 逸太郎

加賀

飛州

山本 仙次郎

越中

越中

21 明治期における友子の組織と機能（上）

一、荻町藤七 飛州	一、黒森長五郎 飛州	一、都筑利介 飛州	一、松田五左衛門 飛州	一、樽島安兵衛 飛州	一、吉城由右衛門 飛州	一、都竹孫介 飛州	一、保安之介 飛州	一、小林新三郎 飛州	一、蒲長兵衛 飛州	一、徳永文藏 飛州	一、和田壽太郎 飛州
濟藤権次郎	米倉善七郎	坂口浅右衛門	原田石叅	若林勝見	高田与之助	村田清作	坪田安二郎	都竹菊之助	岡田外吉	堂前清介	大西圭之助
飛州	越中	越中	越中	越中	越中	越中	飛州	越中	越中	越中	越中
一、溝脇清之助 飛州	一、南田松次郎 飛州	一、柳兵太郎 飛州	一、様本外二郎 越中	一、宮岬与兵衛 飛州	一、大谷安之介 越中	一、谷内勘次郎 飛州	一、仲村亀之助 飛州	一、仲川盛近 越中	一、田辺弥作 越中	一、宮脇岩次郎 越中	越中
越中	越中	飛州	越中	越中	越中	越中	越中	越中	越中	越中	越中
原田和吉	井橋新三郎	田中岳吉	大屋三吉	高倉藏	宮本利三郎	大窪松之助	大野伝藏	下嶋市之助	川端仁太郎	坂井吉之助	越中

一、益田 兵次郎 長谷川 長次郎

世話人 飛州 米沢 新助

” 山下 和吉

” 吉城 由左衛門

” 荒城 兵吉

” 小林 新三郎

” 保 安之助

中老物代 越中 橋本 久藏

加賀 田井 源太郎
越中 中嶋 権藏
立会人 飛驒 白川 政藏
生野 樹村 庄三郎
飛驒 白川 久助

茲明治十九年十二月十五日取行

東山 乃

陀腹 嶺山 中

(1)の(b)の注

(1) この面附は、タテニ〇センチ、ヨコニ〇センチの丹ざく形で、一六頁ほどの冊子になっており、別に数頁の短歌などの書き込みがあるが、友子と関係ないので省略した。原物は明治二年のものであるが、表紙にあるように、明治参年一月、「面附写」とあることよって筆写されたものの如くである。本来この時期の面附は、巻物であり、冊子状のものは、筆写されたものであることは明らかである。がしかし誰れによって筆写されたものかは定かでない表紙には、平藏書と読めるが、冊子の後の頁には「越前秋安堂、林玄道、吉藤、写之悪業高く」とあり、平藏と別人が筆写したとも思われる。又冊子の裏表紙には「高山塚仲屋」ともあり経営者のもっていたものとも考えられる。また、面附中のいくつかの名前の上に「志仁」とか「死葬」とか「はずし」とかの記入があるところからみて、友子の役員のもっていたものとも考えられる。『神岡鉱山史』に後文が紹介されているが、二、三の脱字があるので、本文のものが完全なものである。

(2) 『神岡鉱山史』、六三九―四三頁、六五〇―二頁参照。

(3) 同上、六五一―二頁参照。

(2) 明治前期における友子の組織

(a) 友子の組織原理

まず明治前期の友子組織の構造から検討しよう。友子の組織構造の問題として第一にとりあげたいのは、友子の組織原理についてである。ここで友子の組織原理とは、明治前期の友子は、如何なる結合原理（目的）をもって組織されていたか、また如何なる結合の方法をもって組織されていたか、あるいはまた結合が如何なる職業倫理をもって組織されていたか、ということである。

一般的に指摘するならば、明治前期の友子の組織原理は、明治後期のものと、また大正期のものと基本的にはほぼ同一であると云いうるが、しかし注意深く検討すると、明治後期のものとも、大正期のものとも幾分相違がみられる。この点を念頭に置きつつ、明治前期の友子の組織原理をみることにしよう。

明治前期の友子の結合原理、すなわち鉦夫たちが友子組織に結集する目的は何であろうか。それは、一般的に言えば、鉦山に働く同一の職業従事者が、共通の利益を維持していくことであろう。それは具体的には、友子の成立に係わる問題であり、友子の機能に係わる問題であるが、第一に、鉦山に働く職業集団が、鉦山での生活を維持していくために、鉦山技術を継承し、後継者を養成していくことであり、第二に、同一職業集団が、病気や傷害に際し、あるいは冠婚葬祭に際し、お互いに助け合うことであり、また労働移動や雇用の便宜を内部的にはかかっていくことであり、第三に、鉦山内の秩序維持を自治的にはかかっていくことである。これらの諸点は、これまで繰り返し述べてきたことであり、また次項で明治前期の友子の機能の分析によっても再論されることになるのでここでは詳しい論述を避けた⁽¹⁾。ただここで特に指摘しておきたいことは、一つには、従来の私の主張では友子を雇用、鉦夫の職業集団として強調してきたこと⁽²⁾の反省である。友子が雇用鉦夫を中心としていることは否定する必要はないが、結合原理としては、必ずしも雇用鉦夫に限られていないということが明確にされなければならない。直ぐ後にみるように、友子は、自営的鉦夫、あるいは零細鉦業人、あるいは大きな鉦業人も、また飯場頭のような層も加入して

り、むしろ結合原理としては、鉱業の従事者の同職集団であるということである。またもう一つの点は、労働組合との相違の問題である。友子と労働組合は類似している。しかしはっきり違っているのは、友子が雇用鉱夫の利害だけを体现せず、時には鉱夫の使用者や飯場頭の利害をも反映しており、従って雇用鉱夫の生活・労働条件の引き上げをはっきりと目的としていないことである。友子が飯場頭から自立し（又は彼らを排除し）、雇用鉱夫の労働条件の引き上げを目的とする時、友子は、労働組合的となり労働組合に転化することになる。この点の実証的な分析は、続稿でなされるはずである。

次に友子の結合の方法についてみよう。ここで友子の結合方法とは、友子に結集する鉱夫の資格あるいは構成員の範囲、構成員相互の関係を指す。最後の問題は簡単である。友子は、徒弟制度を基礎としている故に、友子の結合の仕方は、労働組合などのように構成員を相互に平等の単位とするのと違って、親分と子分のタテの一对の結合単位を基礎している。親分子分の関係は、すでに安政年間の和佐保鉱山の「坑夫取立面附」や明治二年の鹿間銅山などの明治前期の取立面附における親分子分の結合関係によって明らかである。しかし友子の結合方式は、単に親分子分のタテの関係だけでなく、鉱夫のヨコの兄弟関係によっても構成されている。⁽³⁾

明治一〇年に長棟鉱山で子分に取立てられた鉱夫たちは、山崎徳次郎の『日記』によれば、一四名いたが、彼らは取立兄弟集団として、長棟の清五郎坑近くの飯場に同宿して、取立後の友子の修業を行ない、共済費用などを割勘で支出している。友子は、こうした取立兄弟間のヨコの関係によっても結合されているのである。明治一七年の長棟鉱山の「新規取立面附」の末尾には、「兄弟結中」と記されていることは、そのことをよく物語っている。

さて友子の結合方法の問題としての難問は友子が如何なる範囲の鉱夫をもって構成されているか、ということである。はっきりしていることは、友子の構成員は男のみであり、女性は排除されているということである。友子が

熟練労働者の集団である以上、不熟練労働に従事する女性が排除されるのは当然であらう。

友子に取立てられる年齢については、必ずしも確立した規定はなく、十分な資料がないので確定的にはいえないが、基本的な傾向として、三年前後の手子時代を経て、一五歳〜一八歳位の時に子分に取立てられ、友子のメンバーになったと思われる。徳川期末の吹屋銅山の資料は、「男子ハ初一四、五歳ヨリ坑内ニ出入セシメ給銀ヲ与ヘ手子（手子番）トシテ使用ス、一八、九歳ニ至リ元服ノ後ハ坑夫（横番）其ノ他トシテ採用ス。其ノ坑夫トナルニ方テハ先輩ノ親分ヨリ坑夫免状ヲ受ケ初メテ一人前ノ坑夫トナリ」云々とあり、徳川末期のいわば坑夫修業の厳しい時代には一四、五歳から三、四年間手子として働き一八、九歳で取立てられていたように思われる。明治前期にもそうした傾向は維持されつつも、労働力不足を背景に取立年齢は、若干早まっていたのではないかと思われる。

さきに紹介した明治一〇年の旧神岡鉱の友子取立札をみると、子分の取立年齢が記されている。一つは一五歳であり、一つは一八歳である。幕末に旧神岡鉱山で働いていた古老は、「十歳位カラ手子トシテ入坑シ一八歳位デ坑夫トナリマス」と語り、同じ頃東北の鉱山で働いていた古老は「以前ハ九歳頃カラ手子トシテ入ッテ運搬ニ従事シ一二乃至一五歳カラ初メテ採鉱夫トナリ」と語っている⁽⁵⁾。坑夫となった時期が友子に加入した時期である。また永岡鶴蔵は一七歳で手子となり明治一五年に一九歳で取立てられている⁽⁶⁾。

これらの少ない事例から一般化はできないが、早い者は一五、六歳から、もっと早いものは一二歳頃から友子に加入したのではないかと思われる。取立年齢が早まっているのは、一つは労働力不足傾向が坑夫化を促進したからであり、鉱夫の側も特に鉱夫の子弟などが早く採鉱夫になることを望んだためであろう。因に明治末年から大正期の取立年齢をみると、時には八歳以下に及ぶ例もみられるが、これは特例であったように思われる⁽⁷⁾。

次に友子に加入する職種の問題にふれたい。大正期の『友子同盟ニ関スル調査』によれば、友子に加入す

第6表 大富社の鉱夫構成モデル(明治8年・1875)

職	種	人	員	1人当り日給
(採鉱夫)	鉱夫 普請掛	10人		12銭5厘
	同 荷掘掛	40人		12銭5厘
	新大工	30人		10銭
	小大工	70人		5銭
	岡廻り	10人		8銭3厘
	小計	160人		
(選鉱夫)	荷砕 ^に 岡廻り	28人		8銭3厘
	淘物師 ^し (女)	10人		8銭3厘
	小計	38人		
(製錬夫)	吹師	5人		16銭6厘
	さし子	10人		8銭3厘
	岡廻り	15人		8銭3厘
	小計	30人		
(その他)	岡廻り(鹿間谷 ^{からみもち} から鑛持)	3人		8銭6厘
	同(赤土・粘土取り)	2人		8銭6厘
	小計	5人		
合	計	233人		

- (注) 1. 『神岡鉱山史』571—2頁より。
 2. 見積鉱夫数は、年間300日稼働、鉱夫1人1日鉱石50貫の産出計画に基づいて算出されている。

る「鉱夫ノ範囲ハ採鉱夫、支柱夫及手子等ノ坑内坑夫ニシテ雑夫及製錬夫等ノ坑外⁸⁾」は加入しない、と指摘されている。ただし昭和期の三菱の調査「友子団体調査ニ係ル件」によると、坑外夫の雑夫や運搬夫、機械夫、時には製錬夫も加入している例が多くみられる。⁹⁾

明治前期についてみると、詳しい資料が不足しているので明確な答えは出せないが、旧神岡鉱山の場合について見れば、一定の傾向が窺える。旧神岡鉱山における職種分化・分業は、第六表に示したように、地稼時代には単純であった。採鉱部門は、坑道の開さくを行なら「普請掛」鉱夫、採鉱を行なら「荷掘掛」鉱夫、更に友子に加入したばかりの「新大工」(彼らは採鉱に従

事した」と手子（坑内運搬夫）の「小大工」、それに坑外運搬夫の「岡廻り」である。新大工を含めた採鉱夫八〇人に対し、小大工以下八〇人の運搬夫、一人の採鉱夫に一人の手子が対応し、後者は不熟練職種であり、採鉱夫の見習たちであった。

選鉱部門も、不熟練の職種であったが、時には採鉱夫の見習が働いていたかも知れない。旧神岡鉱山には、山元で粗製錬が行なわれたので、製錬部門があった。少数の熟練的な「吹師」に「さし子」や「岡廻り」などの見習や不熟練職種が付属していた。

さて問題は、これらの職種の鉱夫たちは、どの部分まで友子に加入していたのであろうか、ということである。取立面附の人員数などから察すると、例えば明治二年の鹿間銅山の取立面附に現われている友子メンバー数は二二八人であり、当時鹿間銅山の鉱夫数は三〇〇人前後であるから組織率は非常に高かったと云えよう。普請掛と荷掘掛の鉱夫は、熟練鉱夫として、友子に加入していたことは疑う余地がない。「新大工」とは坑夫に取立てられたばかりの友子の新メンバーであった。「小大工」は、手子であり、友子への未加盟の見習鉱夫たちであった。「岡廻り」の運搬夫たちは、賃金が八錢三厘で、手子より三錢五厘高く、新大工より一錢七厘低い。彼らが友子に入っていたかどうかは定かではないが、採鉱夫の見習ないし採鉱希望者である限り、友子に入れたのではないかと思われる。選鉱夫も採鉱夫の見習層であれば、友子に加入することがあったかも知れない。問題は、製錬夫である。高山の製錬夫が友子に入っていたかどうかは明らかではないが、山元の粗製錬を行なう鉱夫は、私見では、多分に採鉱夫を兼ねており、友子のメンバーであったと思われる。例えば、明治八年の東漆山の取切山の銅鉛「概検表」には、「製鉱夫三六人」と記されている下に、「右掘大工兼⁽¹⁰⁾」とあり、粗製錬鉱夫は、採鉱夫も兼ねていたようで、製錬夫も友子に加入していた可能性は大きい。旧神岡鉱山のような多数の小鉱山が乱立しているところでは、職種の

分化が固定的でなく、鉱夫は多能工的であったように思われる。また長棟鉱山のような小鉱山では、小葉田淳氏の指摘するように「村稼時代の情況を長棟の故老の談話によって察するに、経営形態は旧藩時代後期と変化はない。春より冬以前にかけて各自鉱石を採取し、冬の雪下の時期にも吹立てを続ける。鑛には各家常例の人夫一、二名を傭うこと多く、日傭夫は八尾、桐谷方面より来たという。」⁽¹⁾ことである。ここでは小鉱業人は、採鉱と製鍊を兼業していることがわかる。

また近代的鉱山の場合は、製鍊所は、いち早く近代化され、山元の採鉱部門から分離し、製鍊夫は、採鉱夫とは労働条件も労資関係も異なってくるので、友子からは乖離していたのではないかと思われる。それでも後にみるように、大森鉱山の明治二二年以後の取立免状には「溶解立会人」や「鍛冶屋立会人」などの記述もみられ、明治期には一部の鉱山では製鍊夫や鍛冶工なども友子に加入していた可能性が強い。

以上のように、明治前期の友子の加入資格は、必ずしも採鉱夫に限定されていたわけではないように思われる。とはいえ友子の中心は採鉱夫であったことは云うまでもないことである。

次に友子の結合の仕方の最後の問題として、友子の加入資格が、いわゆる雇用鉱夫に限られていたかどうか、という問題がある。結論的にいえば、友子には、必ずしも雇用鉱夫のみ加入するとは限らず、自営的な鉱夫、あるいは二、三人の鉱夫を雇う鉱業人、あるいは多数の鉱夫を雇ったり、鉱山資本家の委託をうけて多数の鉱夫を統括している飯場頭のような層まで加入してはいたのではないか、ということである。

飯場頭らが友子に加入していたことは、明治後期の資料によって大幅に実証される。この点は後に詳しく分析することになるが、明治前期にも飯場頭らが友子に入っていたであろうことを示唆する。

旧神岡鉱山の場合、友子に加入しているメンバーは、単に雇用鉱夫だけでなく、自営的な鉱業人、二、三の鉱夫

を雇っている鉱業人も含まれていることが、ほぼ実証できる。

明治二年の鹿間銅山の「抗夫取立面附」には、親分鉱夫と立会人鉱夫の出身地と名前(姓はない)が記されている。他方明治六年の鹿間三鉱山の鉱業人の住所と姓名(註)が明らかになっている。明治六年の鉱業人と友子のメンバーである取立面附の親分名を照合すると第七表のようになると一二五人の鉱業人のうち、取立面附の親分名と一致するものが四一人(三三%)に達する。同名異人ということも考えられるが、偶然の一致にしてはあまりに一致名が多い。因に、東漆山の取切山の鉱業人三〇人のうち、取立面附の名と一致したものは五人(一六%)にすぎない。ここから推論できることは、鹿間鉱山の鉱業人たちが友子の親分になっていたということであり、その数は相当数に及んだということである。

私見をより厳密に実証するために、第七表のうちから鉱業人と取立親分とはっきりと同一人物であると思われるものをピックアップしてみよう。例えば第七表の表中No. 11の鉱業人山城忠三郎(住所山城)は、取立面附(一頁目)にあった山城国住人の忠三郎とは出身地が同一であり、完全に同一人物であろう。また表中No. 12の鉱業人長沢清吉(住所越中)は、面附の越中国住人の清吉と同じように同一人物であり、また表中No. 15の鉱業人若山金助(住所越前)と面附の越前国住人の金助、表中No. 20の鉱業人真柄長五郎(住所越前)と面附の越前国住人の長五郎、表中No. 23の鉱業人田中忠右衛門(住所越前)と面附の越前国住人の忠右衛門とは完全に同一人物であろう。つまり出身地が飛騨以外の場合は、同名の偶然性が著しく少なくなるからである。以上にみる限りでも、鉱業人が友子に加入していたことは明らかである。

しかもこの鉱業人は、すでにみたように、彼らの雇用している鉱夫数は一、二人から数十人に及んで階層化している。友子のメンバーであることが確認される鉱業人の雇用鉱夫数をみると、第八表に示したように、田中忠右衛

第七表 蛇腹鉾山における借区人の友子加入者名(推測)

明治六年の借区人名

明治二年の取立面附の同名者

表No.	借区No.	氏名	住所	職業	取立順位No.	名	出身地	表No.
一	七〇	野中平三郎	吉城郡・梨ヶ根	農	二	平三郎	当国	一
二	六四	山城忠三郎	山城		六〇	平三郎	当国	二
三	二一	長沢清吉	越中		一〇	清吉	越中国	三
四	一一	宝沢清吉	吉城郡		〇	清吉	越中国	四
五	六六	荒瀬伊助	大野郡・高山	雜	一一	伊助	越前国	五
六	六六	巢内伊助	大野郡・高山	雜	四〇	伊助	越前国	六
七	五	追分伊助	吉城郡・船津		七四	伊助	当国	七
八	七	八賀藤吉	大野郡・高山	雜	一五	藤吉	当国	八
九	四	松本茂兵衛	大野郡・高山		六七	藤吉	当国	九
一〇	七八	越田茂兵衛	大野郡・高山		一六	茂兵衛	越前国	一〇
一一	一三	高殿栄助	大野郡・高山	雜	五九	茂兵衛	当国	一一
一二	五四	小島栄助	大野郡・高山	雜	二五	栄助	当国	一二
一三	八	桑山長右衛門	大野郡		六九	栄助	当国	一三
一四	七九	舟坂安右衛門	越中・八ッ屋町		二六	長右衛門	当国	一四
一五	八〇	中村安右衛門	越中・八ッ屋町		二七	安右衛門	当国	一五
一六	八九	若山金助	越前・大野		三六	金助	越前	一六
一七	二〇	牧野岩次郎	大野郡・高山		三七	岩次郎	当国	一七
一八	二六	元田和助	大野郡・高山		四〇	和助	当国	一八
一九	五九	明石野茂助	大野郡・高山		四五	茂助	当国	一九

31 明治期における友子の組織と機能 (上)

(注) 借区人名は『神岡鉾山史』四三六頁以下による。

四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	
〃	〃	〃	蛇腹平	源蔵谷	蛇腹平	菅沢	〃	〃	〃	〃	蛇腹平	源蔵谷	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
七	一二	三三	五〇	一三	三一	一二	六二	二七	三五	六	六九	一二	二九	八八	六三	七三	一八	七一	一六	七四	
米沢新作	岡田九兵衛	新田金作	糠塚長吉	中島平次郎	角川治助	三河治助	茂住喜右衛門	田中忠右衛門	山田甚助	土川甚助	岸田惣助	広島与三郎	石井与三郎	川上弥兵衛	碓弥兵衛	堀田金三郎	宮森金三郎	島川宗三郎	武田宗三郎	元田儀助	
〃	〃	吉城郡・船津	〃	〃	〃	〃	大野郡・高山	越前	吉城郡・船津	〃	大野郡・高山	越中・八ツ屋	大野郡・高山	吉城郡・鹿間	〃	大野郡・高山	美濃	〃	大野郡・高山	大野郡・高山	
船津	東町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	越前・大野
	農		雑		〃	雑									雑						
〃	〃	〃	世話人	一〇三	一〇一	九六	九四	九一	九〇	八八	七八	六五	五六	八九	五一	七七	五〇				
新作	九兵衛	金作	長吉	平次郎	治助	喜右衛門	忠右衛門	甚助	惣助	与三郎	弥兵衛	金三郎	宗三郎	儀助	儀助	長五郎	長五郎				
越中国	当国	当国	当国	当国	当国	当国	越前国	当国	当国	越前国	当国	越前国	当国	当国	当国	当国	当国	当国	当国	当国	越前国
三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇				

第8表 友子の構成員である鉱業人名と経営規模

確 定 度	氏 名	出 鉱 量	推定従業員数
不 確 定	追 分 伊 助	2,388貫	28 人
”	八 賀 藤 吉	820	10 人
確 実	田中 忠右衛門	767	9 人
”	長 沢 清 吉	156	2 人
”	山 城 忠三郎	144	2 人
”	真 柄 長五郎	55	0.1人
”	若 山 金 助	?	?

注 『神岡鉱山史』より作成

従業員数は第5表と同じ基準で推計した。

門の場合は、自分を除き八人位であり、一応資本家的鉱山経営者として最小の水準の鉱業人である。山城忠三郎、長沢清吉は、自分を除くと一人程度を雇っているにすぎない、最小の自営業者である。真柄長五郎は、年間を通じては働いていない。

また明治六年に鉱業人として年間出鉱八八貫を記録した蛇腹平鉱の米沢新助と同じく二五貫を記録した菅沢鉱の中川久吉⁽¹³⁾は、明治一九年の蛇腹鉱山の取立面附に長老格の親分として名をつらねており、明治六年にはすでに友子に入っていたと思われる。彼らは明治六年当時も事実上の賃労働者であった鉱業人にすぎなかった。

そのほか不確定であるが、第七表の表中No.∞の鉱業人八賀藤吉(住所高山)と取立面附中の当国出身の二人の藤吉のいずれかが同一であるとすれば、彼は、九人の鉱夫を雇用していたことになる。また表中No.∞の鉱業人追分伊助(地元)が取立面附にある当国出身の二人の伊助のうちの一入であるとするれば、彼は二七人の鉱夫を雇用している鉱業人であったことになる。この仮説が正しいとすれば、旧神岡鉱山においては、二〇人以上の鉱夫を雇用する鉱業人たちが友子のメンバーであり、親分として子分を擁していたことになる。

明治前期においては、このような小鉱山経営の下では、友子は鉱業従事

者全体を包含していたのではないかと思われる。こうした傾向は、徳川期から継承されていたことはほぼ確実である。友子は、少なくとも下層の鉱業人（鉱夫の雇用者も含め）を包摂しており、雇用鉱夫によってのみ構成されていたわけではないことが明らかである。むしろ友子制度は、伝統的には金名子層を含んだ鉱山従事者の同職集団として、鉱業人や時には飯場頭を排除せず、両者の利害を共に体现していたのである。ここに友子の結合方法のあいまいさがあり、それは階級的集団としての未分化、未成熟を示しているように思われる。この点は従来の研究において十分に意識されていなかったことである。

次に友子の組織原理の最後の問題として、友子の職業倫理あるいは社会意識についてふれておきたい。ここで友子の職業倫理とは、友子の労働や雇用、労資関係、あるいは国家などに対する意識である。しかしこうした問題を提起しても、それを明らかにする十分な資料があるわけではない。ここでは、限られた資料を基に明治前期の友子の職業倫理の一端を検出してみたい。

明治二年の鹿間銅山の「大工取立面附」の後文には、

「御友子衆浪人に参ら連候時者精々御取持可致候事、兼而申し渡し置候條堅相守可申候若心得違有之候得者何時不寄金堀相省候間趣意急度相守可申候 以上」（強調点引用表）とある。

右文中の「兼而申渡し置候條」とは、明治初期の友子のルール一般を指していることは疑いなくであろう。しかし明治前後の友子は成文規約を今のところ残していなかったと思われるので、そのルールの全貌は明らかではない。そこで我々は、明治期の友子メンバーが、取立面附と一緒に所持していたといわれる「山例五十三ヶ条」や「山法」の類から、友子の職業倫理と思われるものを抽出してみたいと思う。

友子の職業倫理として注目されるのは、鉱夫としての特権意識である。「山例五十三ヶ条」の第一条は、「山師金

掘師を野武士と号すべし」と規定し、友子に参加した鉱夫たちは、それを信じ、強力な特権意識を持った。この特権意識は、徳川期に幕藩によって鉱夫集団が一定の保護を与えられたことを反映していると同時に、鉱山という厳しい環境の中で働く鉱夫の強烈な職業意識でもあった。明治前期の友子は、あまねく鉱夫の祖先は野武士だったと意識することによって、現下の自からの社会状況、しばしば現実には社会の最下層に位置づけられ、軽視された身分意識を払拭しようとしたのであろう。

因みに明治二〇年頃に書かれた「金堀権利由来記」の中に

「明治ト改元在ツテ廢藩置県之令下賜成ツテ金堀ノ二字ヲ取消シ有無鉱業坑夫ト改称セラレタル者也依テ同盟諸君ヨリ進ノ今日ト云ヒ殊ニ鉱業事業ナル故益々勉強シテ以テ鉱業事業ヲ盛大ナラシメル事ヲ切望ス為ニ維新前之鉱業者権利ヲ記シテ聊カ後日之参考ニ供ス」と述べられている。

この文面は、維新変革を意識しつつ、金堀師が野武士であるとする特権が廢藩置県とともに「取消」され、単に「鉱業坑夫」となったけれども、坑夫は、特権を持った金堀師であった歴史をふまえ、重要な鉱山業で働いているのであるから、勉強せよ、と呼びかけている。こうした意識は、他の職業にはみられない強力な職業意識である。

また「山例五十三ヶ條」の第三三条は、「山師は格別金堀師を師弟と申事定むるべからず、只鋪内は出精たるべし」とある。この文意は、山師は⁽¹⁵⁾勿論金堀師も師弟関係を結んではいけない、ただひたすら坑内で精勤せよ、ということである。前半は、友子の存在を否定する文面になっており、友子と矛盾するが、この問題は今は問わないとして、金堀はひたすら精勤せよ、との規定が注目されなければならない。友子の職業倫理のうち注目されるのは、この勤勉観である。勤勉に働くということは、友子の大命題である。これは、鉱業人を含む友子の職業倫理の特徴であり、友子の労資一体、労資協調観を実現している要である。

「山例五十三ヶ條」の第二九條は、「金堀師多勢集まり山の乱を申合するに於ては急度遂吟味山例の外曲事たるべし」とある。争議の否定もまた友子の職業倫理の根本であった。友子が労働組合のように、労働条件の引き上げを目的とし、かつそのために争議を主張するとすれば、友子制度は、徳川期にすでに禁圧されていたであろう。明治時代に入っても事態は同様であったろう。友子は、労資を一体的にとらえ、労資との利害を共通することによって生きながらえたのであった。

「山例五十三ヶ條」は、第三二條で「喧嘩口論堅く可慎」と記し、山法の類は、窃盜、賭博など公序良俗を乱すことを禁止している。これは友子も鉦山の秩序維持を目指していたこと一致する。明治二年の鹿間銅山の取立面附の後文には、「兼而申渡し置候條」は堅く守るべきで「若心得違有之」時は「金堀」職から放逐すると指摘されている。友子は、このように内部規律を重じ、違反者に対する厳しい制裁を行なうことに著しい特徴があるが、友子の職業倫理として規律の遵守をあげなければならない。

明治前期の友子の職業倫理を以上のように把えたが、明治後期に入ると、取立面状類への文言の書き込みや友子規約の成文化がみられることもあって、友子の職業倫理はより明確に伝えられることになる。

最後に、明治二四年（一八九一）の島根県下の大森鉦山（旧石見銀山）の「坑夫取立証書」（島根県大田市石村禎久氏蔵）の後文を引用しておく。

「右之一同集会之上今日ヨリ坑夫名烈セシムル事業相違之無往々職務勉強シ暫クモ怠惰シテ同盟同職之名義ヲ汚シ耻シムル事勿レ曰ク人故郷ヲ思フハ生レタル恩儀ヲ思フカ故ナル然ラハ汝等出精ノ場所ハ當鉦山ナリ銀主ノ恩ト集会人ノ義務トヲ忘却スル事勿レ、前書之通り候間何方之鉦山エ廻職仕候共何分之御附合之程希御依頼候也」。ここには、鉦夫の「職務勉強」と「怠惰」の否認が強調され、かつ「銀主」・鉦山経営者への「恩」と「集

会人ノ義務」つまり取立に参加した友子メンバーへの義務が指摘され、明治一〇年代の友子の職業倫理の一端がにじみでているといえよう。

(2)の(a)の注

(1) この点については、とくに前稿「明治期における友子制度普及の必然性」において詳論した。

(2) 拙稿「友子研究の回顧と課題」、『経済志林』四八一三、七七頁を参照。

松島静雄氏も「鉱山労働者の相互救済を目的として自助的に構成せられた友子」(『友子の社会学的考察』、八頁)といひ、友子は「賃労働化した坑夫の生活的必要から自然発生的に何時とはなしに生れ」た(同出書、三七頁)といわれる時、友子が雇用鉱夫によってのみ構成されていると把握されている。ここでは友子の組織原理上は、自営的鉱夫や鉱業人、飯場頭が入りうることを明確に意識されていない。

(3) この兄弟分のヨコの関係も、後にみる友子制度においては、取立兄弟における完全に水平の関係と、同一の親分の子分間のタテの兄弟分関係、先に取立てられた兄分と後に取立てられた弟分との関係があるが、明治前期については後者の関係について、墓石などに、兄分と弟分の関係が成立していることがわかつているが、資料的に明らかにしにくいので、深く立ち回らないでおく。

(4) 拙稿「徳川時代の金掘友子に関する考察」、『経済志林』四九一四、三三頁参照。

(5) 三浦豊彦『労働の歴史』(紀伊国屋新書)、一〇三―四頁。

(6) 中富兵衛『永岡鶴藏伝』(御茶の水書房)、六頁、八頁を参照。

(7) この点については、次稿で詳しく論じる。

(8) 農商務省鉱山局編『友子同盟ニ関スル調査』(大正九年)、『近代民衆の記録』2鉱夫、三五九頁。

(9) 三菱鉱業『友子団体調査ニ係ル件』、左台藤三郎編『鉱業資料集・第一集』所収、を参照。

(10) 『神岡町史』史料編・中巻(鉱山関係資料)、八九七頁。

(11) 葛谷利春編『長棟鉱山史の研究』、五一頁。

(12) 『神岡鉱山史』、四三二―四四三頁。

(13) 『神岡鉦山史』、四四七頁、四四九頁を参照。

(14) 左合藤三郎「友子同盟に関する研究」『人と人』、一〇三号、五頁を参照。

尚、この文書は、文中の記述によれば、石川県内の遊泉寺鉦山のことを荒谷満房なる人物が、明治二十年に筆写したものを、明治四〇年に京都の任人水越吉貞が写したのだと記されている。

(15) 左合氏は「格別」を山師は例外としてと解釈されているが、私は杉原寿山の『坑夫雑談』（正式には『雜譚』であるが、これについては、前稿「明治期における友子制度の普及」、『経済志林』五二一・三・四、九九頁を参照されたい）の解釈である「勿論」に従った。石川博資『日本産金史』、二〇四頁参照。

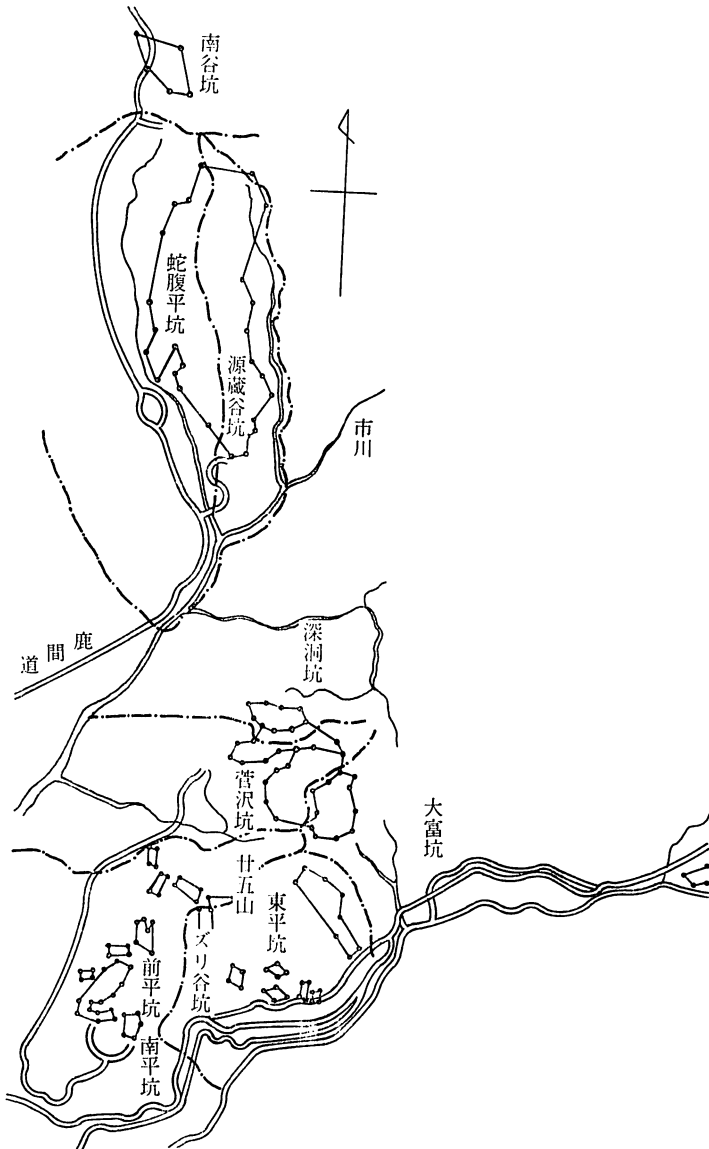
(b) 友子の組織構成

明治前期の友子の第二の組織問題は、友子の組織構成の問題である。ここで組織構成の問題とは、第一に友子の単位組織がどのように構成されていたか、第二に友子の単位組織間の関係はどうであったか、の問題である。第三の問題は友子の二つの形態、自友子と渡友子の問題でもある。

一般に友子の組織問題は、これまでやや単純に考えられてきた傾向がある。例えば農商務省の『友子同盟ニ関スル調査』では、友子の組織は、箱元と幾人からの役員を置き、取立を行ったり、共済活動を行なっている組織、といった程度にしか把握されていない。また松島静雄氏の友子研究においても友子の組織は「一鉦山を単位とする友子」としか扱えられていない。ここでは、友子の組織構成上の幾つかの問題が無視されている。すなわち、友子の単位組織はどのような基準で構成されているか、また現実には各鉦山の友子の単位組織はどのように構成されているか、あるいはまた友子の単位組織が、横の組織とどう連合しようとしたか、などの問題が全く検討されてこなかったのである。

明治前期の友子の単位組織には、三つのタイプが存在する。第一のタイプは、旧神岡鉦山にみられたものであ

第2図 鹿間村と和佐保村の鉱山所在地



(出所) 杉村次郎「飛驒神岡鉱山記事」による。

第9表 神岡諸鉱山下稼人数（明治2年）

	下稼人	鉱夫数推計
和佐保村・大留 鉱	36人	(144人)
東平 "	4	(16)
前平 "	20	(80)
摺谷 "	1	(4)
鹿間村・蛇腹平 鉱	53	(212)
源蔵谷 "	6	(24)
菅沢 "	6	(24)
東漆山村・取切山 鉱	21	(84)
跡津川村・宮之尾 鉱	1	(4)
合 計	148	(592)

注 ① 『神岡町史』史料編中巻，468—8頁より作成

② 鉱夫数の推計法は1人の下稼人が4人の鉱夫をもつとの明治4年と明治6年の数字を基にした。

り、一定の地域の鉱夫又は鉱業人によって組織されているものである。ここでは一企業内に友子が組織されているのではなく、一地域の友子組織に、色々な形態の鉱山従事者が組織されている。第二のタイプは、はっきりと一つの資本の鉱山内に組織されている単位友子組織である。これはまた二つのタイプに分かれる。一つは比較的小さい企業の場合で、一企業の一鉱山に一単位の友子組織というタイプである。もう一つの場合は大資本の大鉱山の場合で、鉱山は複数の鉱区に分かれ、それぞれが××鉱山と呼ばれ、そこに複数の単位友子組織が独立して存在しているようなタイプである。

まず第一のタイプの友子の単位組織についてみよう。旧神岡諸鉱山においては、すでにみたように鉱山経営は大多数の自営的鉱業人と少数の資本家的経営に分かれていた。

ここでの友子の取立組織は、明治初年代には結論的にいえば、二十五山の北西部面の鹿間地区、南東斜面の和佐保地区、あるいは東漆山の取切山の地区、更に両県の県境にまたがった長棟・茂住の地区にそれぞれ存在していたように思われる。

明治二年の鹿間銅山の「大工取立面附」の後文には、「吉城高原郷鹿間於銅山ニ名調成る」とあり、坑夫の取立が、鹿間村の諸鉱山を統合して行なわれたことを示している。当時鹿間地区には、取立面附に列記してある坑夫二百

数十人を擁する一企業は存在しなかった。従って取立を行なった組織は、主要な企業の鉦夫から自營的な鉦夫を包括しており、つまり企業を超えた横断的なものであったことがわかる。

なお、第九表に示したように、鹿間村には、蛇腹平鉦、源蔵谷鉦、菅沢鉦の三つの鉦区があり、そこに鉦業人がそれぞれ五三人、六人、六人と存在しており、鉦夫数も推計だがそれぞれ二二人、二四人、二四人程度存在していたと思われる。従って鹿間銅山で取立に参加した二二八人の鉦夫は、蛇腹平鉦の二二二人程度を超えており、取立は源蔵谷や菅沢の鉦夫も統合していたのではないかと思われる。面附の立会にも源蔵谷、菅沢の名前はない。以上のことから、旧神岡鉦山における取立を行なった友子は、隣接する鹿間村の三鉦山から組織されていたということになる。ただしこの場合、取立を行なった友子組織が、一つの箱元を持ち、何人かの役員を擁して単一のものであったかどうかは、全く明らかではない。鉦山が一定の地域に散在しているので、単位友子内に支部的なグループ化が行なわれていた可能性はあるが、取立という重要な活動を行なった単位こそ、友子の単位組織を構成していたと考えられる。取立には大変多くの費用がかかるので、会計は一本化されていなければならない。従って、箱元（会計係）は、取立を行なった単位組織に統一されていたものと考えられる。友子の事務所とすべき交際所もすでに存在していたと思われるが、鉦夫の労働と居住単位が分散していたことを思えば、必ずしも一ヶ所に限らず、主要な鉦山の飯場にいくつか置かれていたかも知れないが、主要なものは一つ置かれていたであろう。

他方鹿間鉦山以外の友子の単位組織はどうかといえ、資料的には不明確である。しかしさきの取立面附の末尾に立会人として漆山内、大留山内、北平山内、前平山内との記述があり、山内が各鉦山の単位友子組織の存在を意味するとすれば、そこに単位友子組織が存在していたことになる。何故なら友子の慣行として取立に際して隣山の友子組織は立会人を出席させるからである。

まず神岡四地域の一つとして独立的な場所にある漆山についてみると、第九表のように明治二年(一八六九)には、二人の下稼人と約八〇人近くの鉱夫が働いていたと思われるので、ここに一つの単位友子組織が存在していたとしてもおかしくない。また大留(大富とも書く)は和佐保村の主力鉱夫で、三六人の下稼人と約一四〇人前後の鉱夫が働いている。ここにも一応友子の単位組織が存在してもおかしくない。また前平鉱も二〇人の下稼人がおり、約八〇人の鉱夫が働いており、小さいながら単位友子組織が存在していたかも知れない。

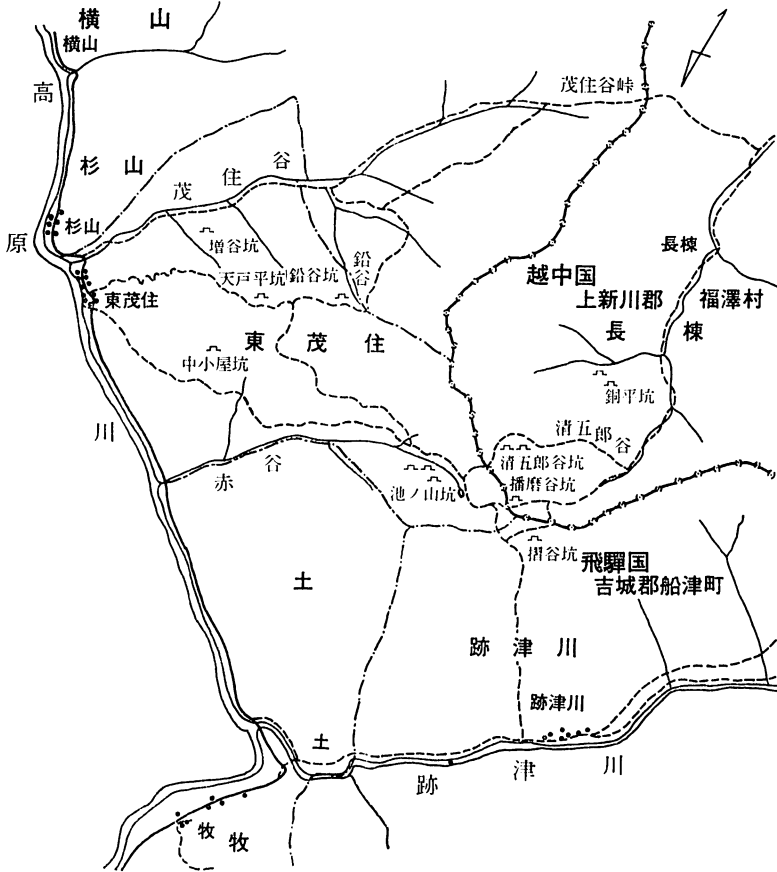
もっとも別の推測も可能である。すなわち、鹿間村の銅山としてまとまって取立を行なっていることに対応して、和佐保村の大留、前平、北平などは、全体として和佐保鉱山として一つの単位組織としてまとまっていたかも知れない。

明治初年代にはこれまで休山していた茂住長棟地区の鉱山が再開され、そこに友子が組織された。長棟村の鉱山は、明治三年に再開され、細々と経営され、明治中期には一〇〇人近くの鉱夫が働いていたといわれるが、経営形態についてはよく分からない。しかし一人乃至は複数の経営者が長棟の清五郎坑、播磨谷、銅平坑、鉄山、茂住の池ノ山坑、鉛谷坑を少数の坑夫を使用して経営していたことは事実である。⁽⁴⁾

この地区に明治一〇年に友子が組織されていたことは、さきに紹介した山崎徳次郎の日記によって明らかである。この日記によれば、長棟村の清五郎坑⁽⁵⁾で、山崎徳次郎以下一四名の坑夫が子分に取立てられた。当然一四名の親分がいた。それに『日記』によれば四人の世話人と三人の総代があり、『日記』には、「三五人の連名つめ印」⁽⁶⁾があったという。また後にもるように、一四名の取立兄弟たちは、恐らく清五郎坑の近くと思われる飯場に住み、共済活動など共同活動を行なっており、清五郎坑に友子の単位組織が存在していたことは間違いない。

しかし事態はやや複雑である。『日記』によれば、山崎徳次郎は、明治一三年に鉛山坑の取立式に「中老役」を

第3図 長棟・茂住における鉱山所在地



務めたということである。とすると単位友子組織は、清五郎坑だけでなく鉛山坑の鉱夫をも構成員としており、単位友子組織は、複数の坑にまたがっていることになる。しかし別の解釈も出来る。後の友子制度においては、ある単位友子組織が、親分を欠くような場合、近くの組織から親分を借りることが許される慣行もあったようであり、山崎の鉛谷での中老役は、そうした制度に準じているのかも知れない。

徳次郎の『日記』によれば、茂住長棟の両村では、年一回から二年一回、各地の坑で取立てが行なわれたことを示している。⁽⁸⁾ 清五郎坑では、他坑の取立式に際して祝儀を出すなど、この地区の各坑は密接な関係をもっている。こうした状況を考慮すると、あくまで仮定ではあるが、茂住長棟地区の友子は、各坑に支部的単位をもちつつ全体として統一的に取立を行ない、一つの箱元をもっていたのではないかとも思われる。

尚、明治一七年の長棟鉦山の「新規取立面附」の存在は、この時期には、長棟鉦山として長棟村の諸坑が統合され、単一の友子組織が形成されていたものと思われる。ということは、飛驒の池之山側にも一つ独自に単位友子組織が分離・統合されたように思われるからである。というのは、長棟鉦山の「新規取立面附」の「立会」として「飛州国池之山」の記述があり、そのことを傍証している。

他方、旧神岡鉦山の方も、明治一〇年代からの鉦山業の発展は、鉦夫数を急増させ、友子組織の再編をもたらしたと思われる。明治一〇年のさきのみた友子取立札には、大富鉦山、東平鉛山、前平銅山、菅沢銀山、蛇腹銅山、源蔵銅山、取切銅山の名が該印されており、そこに単位友子組織が形成されていた可能性がある。

明治末年から神岡鉦山に労務係として働いていた水瀬清二郎は、神岡における友子の沿革として、「当坑山中箱元は地稼時代より坑夫の互助機関として最初大富方面に組織せられ、次で中切坑開始に伴い、同坑在稼坑夫の間に箱元を新設し、続いて前平、栃洞坑にも組織せられし⁽¹⁰⁾」と述べている。

神岡では、徳川期より友子組織の存在が確認されるので、水瀬の指摘を友子が初めて大富方面に組織されたと読むのは誤りとなる。水瀬の指摘は、大富方面で友子が独自に組織され、その後各坑の開発に伴って、そこに新しく友子組織が設立された、と読むべきである。事実三井組によって統合された直後の明治一九年一二月に、蛇腹坑で取立が行なわれており、すでに蛇腹坑でも単位組織が独立していたことがわかる。

以上のように旧神岡鉱山のように、小経営が散在しているところでは、友子の単位組織は一定の地域を基準に形成されており、その単位組織も鉱山の内的発展に対して分化・統合がみられたことがわかる。在来鉱山の乱立していた明治前期の他の鉱山地域の友子組織も、恐らく旧神岡鉱山のような組織形態をもっていたものと推測される。ついでに指摘しておけば、神岡鉱山の単位友子組織は、明治一九年に三井組が神岡鉱山に統合した後にも、当初そのまま存在し、その後一部は統合され、また明治三年には大富坑と栃洞坑（とちほら）の組織が統合され、一箱元になり、他に蛇腹坑、茂住鉱山や漆山鉱山の箱元が併存（11）していたようである。

次に徳川期より大鉱山で、鉱区が各地にあるが経営体としては統一した企業の下にあった鉱山の友子の単位組織についてみることにしよう。

若干資料が残っている生野鉱山の場合をみてみよう。周知のように生野鉱山は、徳川期より幕営鉱山として大規模な鉱山経営がなされ、明治元年（一八六八）に官有となり、コワニーなど西欧技術者の指導下で早くから近代化が進められた鉱山である。明治初年代から生野鉱山は、太盛山、金香瀬山、若林山、更に支山である神子畑の加盛山の四つの拠点をもっていた。

三菱の『友子団体調査ニ係ル件』によれば、「友子団体ノ創設ハ、明治六年頃ヨリト伝ヘラレ……当時ヨリ稼動坑夫間ニ数個ノ坑夫ノ坑夫交際所ヲ組織シ居リ」云々とあり、創立当初から、各坑に複数の単位友子組織が組織されていたようである。

尚、明治二六、七年の生野鉱山の支山である神子畑鉱山の坑夫取立面状をみると、神子畑には、二つの飯場があり、明治二六年の面状は、阪水飯場によって取立が組織され、明治二七年の面状は、植木飯場によって組織されたことを示している。⁽¹²⁾つまり神子畑には二つの飯場にそれぞれ友子単位組織が存在したようである。そしてこれらの

面状の立会人に、生野第一号飯場、小田垣飯場、口銀谷通常飯場、大立飯場の名称が記され、生野鉦山でも、飯場ごとに単位友子が組織されていることを示唆している。明治四三年の生野鉦山の取立状では、事実、交際所は、各飯場（五飯場）に存在し、桑田飯場によって取立が組織されたことを示し、飯場ごとに取立が行なわれていたことを示している。生野鉦山では当初は、各坑ごとに単位友子が組織され、各坑が発展して大きな坑であった太盛山や金香瀬山には複数の友子単位組織が形成されたものと考えられる。

その他阿仁鉦山の場合は、明治三〇年代末には、各坑に自友子と渡友子がそれぞれ一つづつ存在していたが、明治前期にすでにそうなっていたと思われる。

他方、明治前期にはまた中鉦山の規模で開発された三菱の吉岡鉦山のような場合は、周辺に地稼的鉦山をかかえ、そこにも友子組織が組織されつつ、三菱経営の吉岡鉦山内に単一の友子組織が組織されていたように思われる。例えば、明治三三年の吉岡鉦山の取立面状は、末尾に「吉岡鉦山坑夫一同」⁽¹⁵⁾と記され、友子組織は単一であったことがわかる。その他、周辺の七つの小鉦山の立会人の名が記され、周辺鉦山に幾つかの単位友子組織が存在したことを示している。

島根県下の大森鉦山の場合も同様である。大森鉦山は、藤田組により明治二〇年に経営されたが、明治二二年の取立免状が残されており、それ以前の地稼時代からすでに友子が組織されていたことを示唆しているが、取立免状の末尾に「大森鉦山判場」⁽¹⁶⁾の記述があり、友子組織は単一であったことを示している。

以上のように明治前期の友子の単位組織は、鉦山ごとかなり複雑な形態をとっており、一山一友子というような単純なものではなかったことが明らかになった。

次に友子の単位組織間の関係についてみることにしよう。一般的にみれば友子は、元来全国的な制度であるが、

組織の面では鉱山内の単位組織があるだけで、単位友子間に組織をもつてはいない。友子制度の全国的な関係は、直接組織によって維持されているのではなく、友子の機能の共通性、友子のメンバーであれば、どこも鉱山に行っても、友子に加えられ、等しくあつかわれるとか、一宿一飯の浪人制度を共有するとかの機能の共通性によって結ばれているにすぎない。従って、友子の単位組織間の関係は、ルーズであり、はっきりしていない。しかし機能的には一定の固定的な関係が出来ていることも否定できない。

明治前期における友子の単位組織間の関係は、周辺地域を別にすれば交通、通信の未発達な関係もあって、概して不活発である。これに対して明治後期になると、友子の単位組織間の関係は、非常に活発化し、一定の組織的結合の試みすら現われてくる。友子を同盟友子とか友子同盟とか呼ぶようになるのは、こうした友子の横の関係の強化を反映したものである。この問題は、明治後期の友子制度の考察に際して検討されるはずである。

一般に友子の単位組織間の関係には二つの側面がみられる。第一の関係は、一般的な友子単位組織間の関係であり、友子の全国的な制度としての側面である。すでに紹介した明治二年の鹿間銅山の「大工取立面附」の後文には、「若年之者取立仕候間其御山へ浪人ニ而参り候へ、何卒友子衆中様之御見眉ヲ以テ行末御見捨無御友子衆中江組入被成下候」とある。

この記述は、神岡鉱山で取立てられた友子メンバーが、他鉱山に浪人として登山した場合は、その鉱山の友子衆によって友子であることを確認のうえ、友子に加入させられたい、との趣旨を記している。旧神岡鉱山の友子制度は、従って単に一鉱山地方に限られた制度ではなく、一般的な全国的広がりをもっていたことが確認される。すでに友子制度は、徳川後期に全国的な制度であるとの指摘がある。吹屋銅山の資料は、友子制度にふれて、「坑夫トナルニ方テハ先輩ノ親分ヨリ坑夫免状ヲ受ケ初メテ一人前ノ坑夫トナリ、坑内ハ勿論、全国各地ニ於ケル鉱山ノ坑夫

第10表 飛騨諸鉱山の取立面附における鉱夫の出身地

	鹿間鉱山・明治2年				蛇腹鉱山・明治19年				長棟鉱山・明治10年			
	親分	子分	その他	合計	親分	子分	その他	合計	親分	子分	その他	合計
岐阜・飛騨	72	78	10	160	24	6	3	33	3	1	2	6
・濃州	3		2	5	2			2				
富山・越中	8	19	2	29	7	25	2	34	16	19	6	41
福井・越前	22	9		33					1			1
石川・加賀						2	1	3				
京都・山城	1			1								
兵庫・生野							1	1				
合計	106	106	14	226	33	33	7	73	20	20	8	28
岐阜・飛騨	68.3	73.6		70.8	72.7	18.2		45.2	15.0	5.0		12.5
・濃州	2.5			1.3	6.0			2.7				85.4
富山・越中	8.3	17.9		12.9	21.3	75.8		46.6	80.0	95.0		2.1
福井・越前	20.0	8.5		14.6					5.0			
石川・加賀								4.1				
京都・山城	0.8			0.4		6.0						
兵庫・生野								1.4				
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0

(注) 友子の取立面附より作成。その他は立会人で、親分となっている重複者は除いてある。

タルノ資格ヲ有シ、幕府ヨリ允許サレタル鉾夫ノ特權ヲ享有スルナリ」(傍点引用者)と記している。

以上のように、友子制度は、横の組織は存在しないが、機能の面で共通性を持ち、友子のメンバーは、全国等しく鉾山に迎え入れられたのである。

もっとも、明治前期の鉾夫が、全国的にどの程度流動したかをみると、交通事情も良くなかったので、後期にみられるほど流動的ではなく、従って全国的な関係もそれほど密接だったとは思われない。因に、旧神岡鉾山の友子面附に現われた鉾夫の出身地をみると、神岡鉾山の鉾夫の出身地は、飛驒地方に集中し、せいぜい越中、越前に一定数がみられるにとどまる。例えば明治二年の鹿間銅山の取立面附にみられる鉾夫の出身地は、第一〇表のように、飛驒出身が七〇・八%に達し、越前が一四・六%、越中が一二・九%である。このことから神岡鉾山は越前・越中鉾山との関連が強いということがわかる。

他方幕末明治初年の福島県下の鉾山の鉾夫出身地をみると、鉾夫の出身地は若干広域化しており、文久二年(一八六二)の荒板沢鉛山の人別帳には、飛驒出身の四人家族の鉾夫がみられる¹⁸⁾。また明治六年(一八七三)の鱒沢鉾山の人別帳には、三河や近江、上州出身の鉾夫家族がみられる¹⁹⁾。このような傾向は、明治前期の友子制度が、現実に全国的関係を維持していたことを物語っている。また、明治初年代から一〇年代にかけて、鉾夫不足に際して、鉾夫の争奪戦を演じた折、友子制度が坑夫募集の共通のチャンネルとなったことは、後にみるように友子制度が、全国的性格をもつことを示すだけでなく、一般的に労働力の需給関係を調整するという機能をもっていることを如実に示すものであった。

次に周辺地域内の友子の単位組織間の関係をみることにしよう。一般的にみて、周辺地域間の単位友子組織は、お互に密接な関係をもっていた。例えば、明治二年の鹿間鉾山の取立面附の立会人として「漆山内、大留山内、

北平山内、前平山内」の記述があり、取立式に各山の友子の代表が列席したことを示している。この立会人の機能は、後の資料に徴するに、一つは、取立式への祝儀を持参し、一つは、取立が慣行通りに行なわれているかどうかを確認することであった。

明治一〇年以降の長棟鉦山の友子資料は、周辺の単位友子組織が密接な関係をもっていたことをよく示している。後に詳しく検討するように、長棟の清五郎坑の取立式には、茂住村の広川鉦山、池之山、長棟村の鉄山、鉛山から立会人が参加し、合計一円六五銭の祝儀を出している。それは取立式の総支出の二五%を占めているほどである。

なお、明治前期には、これら周辺友子組織間には、組織的な関連を見出せないが、明治後期になると、組織を統合する試みがみられるようになる。この点は、後の問題なのでここでは立入らないでおこう。

最後に友子組織の二つの形態、渡友子と自友子（地友子とも書く）の問題についてふれておきたい。明治末期から大正期にかけて、友子の組織に渡坑夫の友子と自坑夫の友子の二つの組織形態の存在が認められる。しかし、この形態的な区別は、何時頃生れ、具体的にどのようなものかは一般に明らかではない。例えば、農商務省の『友子同盟ニ関スル調査』は「交際坑夫ニ渡坑夫自坑夫の別アリ」と云っているが、「其ノ起源及現在ノ区別ニツキテハ種々ノ説アリ」としつつも説得的な論述を行なっていない。

左合氏の指摘することく、通常「東国は渡坑夫、西国は自坑夫」といわれるが、管見する限りでは、もともと西国においては友子の自渡の名称上の区別はなされていず、単に友子と呼称されるにとどまっている。ただし西国の友子組織は、形態的にみて東北にみられる自友子に近い。これに対し、東北以北では、自友子と渡友子の二形態が存在しており、東国は渡友子であるとはいえないのである。

自渡両友子の比較については、友子の地域的な特質との問題とも併せて、明治後期の友子組織の検討の際に論ず

ることにして、ここでは、明治前期に果して友子組織に自渡の二形態の区別が存在していたかどうかについてのみに検討するにとどめたい。

しかし明治末期以降においても、渡友子と自友子の区別は、資料的にはあまりはっきりせず、通常区別として主張されている点は、第一に、渡坑夫は、生国を「××國産」と書き、自坑夫は「××國住人」と書く、第二に渡坑夫は兄弟を持つ場合、これを依母兄（異母兄）あるいは依母弟、舎弟などと書くが、自坑夫は、兄弟とか職兄あるいは弟分などと書く、ということである。以上は基本的傾向として認められる。第三に、渡坑夫は親分の扶養義務があり、親分が死亡した際には一年以内に仏参の義務もあり、自坑夫にはそれらの義務はない、第四に渡坑夫は、生涯独身にして無妻帯であるが、自坑夫は異なるともいわれる。²²しかし第三、第四の問題については、大きな疑問がある。第四についてはむしろ事実と大きく異っている。第三についても、一般に西国では友子の墓はあまりみられないが、東北では自友子親分の墓を建てているので、基本的指標としてはあまいである。ただし、渡友子には仏参の義務を規定している規約もあり自友子にはそれがない。

そこで主に第一と第二の指標を基に、明治前期における友子組織の二形態の区別の存在を検討してみたい。

最も資料の多い旧神岡鉱山における明治前期の友子資料では、文面上自渡の区別をしたものは皆無である。取立面附の文面では、「××國住人」とあり、依母兄などの用語は全くなく、神岡鉱山の友子は、形態的には自友子に近いことがわかる。明治後期以後も同様である。

ただしすでに指摘したように、安政六年の和佐保鉱山の「坑夫取立面附」には、はっきりと、「××産」の親分と「××國住」の親分が区別されており、しかも、「××産」も「××國住」も親分の出身地は、飛驒の地元と他國とがあり、地域的に著しい片寄りが²³ない。ただし、××産の親分一五人中三人が飛驒出身で、領外が二人、こ

れに対して××住の親分三九人中は飛驒が二九人、領外が九人で、渡友子と思われる坑夫に領外が多いことがはっきりわかる。この区別が自渡友子を意味するとすれば、友子の二形態はすでに呼び名はともかくも成立していたようにも思われる。あるいは、坑夫の形態に渡坑夫と自坑夫の区別にとどまっていたのかも知れないが。

明治前期についてみる限り、他の鉱山の資料においても自渡の区別をした資料はない。しかし東北地方の諸鉱山における墓石をみると、やはり明治前期の友子には自渡の指標の区別はみられる。すなわち東北の諸鉱山には、友子の関係を示す墓と思われるものが、古くは徳川末期から明治前期にかけてのものがみられる。しかしそれらは一様に、例えば「明治十年 羽後 富田幾蔵」の墓、「子分 秋田 畠山大助」建立という形式で、自渡の区別をする指標はみられない。しかし明治二年の院内鉱山の「守谷久吉」の墓には「子分 秋田 久作」などの名と並んで「依母舎弟 秋田 岩之助」という刻印⁽²⁴⁾があり、渡友子特有の呼称がみられる。大葛鉱山の明治一八年の「秋田出生 金三郎」の墓には、「子分 仙台出生 亀治」のほか「舎弟 秋田出生 安□」などの刻印のあるものがある⁽²⁵⁾。

従って私は、東北地方には、すでに明治前期には、自友子と渡友子の区別は形成されていたのではないかと考える。しかし西国については、明治末期以後も両組織の区別にみられず、明治前期にも当然両者の区別はみられなかったと思われる。自渡の両友子組織の問題については、ここではこれくらいにとどめたい。

(2)の(b)の注

- (1) 松島静雄『友子の社会学的考察』、第三章を参照。
- (2) 取立に参加した鉱夫数は、一〇六名の親分と同数の子分合せて二二名と中老六名、世話人二名であるが、うち親分となつているもの各二名つづ四名をさし引くと一六名であり、合計二二名となる。
- (3) 『神岡鉱山史』、六三五頁。
- (4) 同上、六三五〜八頁を参照。また山崎徳次郎の『日記』には、明治一〇年の取立に各坑の立会人が出席していることを記

している。本稿の第二表をみよ。

(5) 清五郎坑は誰れの経営であったか全く明らかではないが、取立面附によれば、三五名の鉱夫の名が記されているので、五人以上働いていたことは明らかである。

(6) 『神岡鉱山史』、六四〇頁。

(7) 但し、この点の出典については、失念して定かではない。

(8) 『神岡鉱山史』、六四〇—二頁を参照。

(9) 長棟鉱山の三井による買収は、明治二〇年であり、従って、明治一七年当時の長棟鉱山の経営が単一企業によるものか、複雑のものか定かではない。しかし三井が数人から鉱区を買収したところをみると(『神岡鉱山史』六四三頁)長棟鉱山の友子組織は、ここでも鹿間同様に複数の経営を包含する横断的組織であった可能性が強い。

(10) 水瀬清二郎『坑夫』、三三六頁。

(11) この点については統稿で論じる。

(12) 前掲左合編『鉱業資料集』、一〇二頁。

(13) この資料は次稿で紹介する。

(14) 『鉱夫調査概要』、四二七—九頁を参照。

(15) 左合藤三郎「友子同盟に関する研究」(ウ)『人と人』、一一一号、九頁参照。

(16) この資料も統稿で紹介する。

(17) 拙稿「徳川時代における金掘友子の考察」、『経済志林』四九—四、三三三頁を参照。

(18) 『福島県史』第一〇巻上近世史料、一〇七八頁。

(19) 同上、一〇七八頁。

(20) 『民衆の記録』2 鉱夫、三六一頁。

(21) 左合「友子同盟に関する研究」(ウ)、『人と人』一〇六号、五頁。

(22) 同上、五頁。

(23) 拙稿「徳川時代の金掘友子に関する考察」、『経済志林』三九—四、四五—九頁参照。

(24) 吉城文雄「院内銀山地間墓石調査結果一覧」による。

(25) 拙稿「明治期における友子制度の普及」『経済志林』五二・三・四、一二二頁。

(c) 友子の組織運営

明治前期の友子の組織運営の問題とは、友子の役員構成と会費の納入方法の問題である。友子の役員構成については、明治後期の資料からみれば、一般に会計を担当する箱元、大当番、それに何人かの役員当番からなり、取立に際しては、何人かの世話人、中老が役員となって取立を取り仕切ることになっている。あるいは友子の全員集会も開かれる。

しかし、明治前期の友子の組織運営上の実態は、全く明らかにならない。ただ取立面附をみると、例えば明治二年の鹿間銅山の「坑夫取立面附」には、六名の「中老惣代」と一二名の「世話人」の名が記されているのみである。旧神岡鉱山の取立面附には必ずこの「中老惣代」と「世話人」が立会人として出てくる。ところが、一般的に友子の組織のその他の役員構成は今のところ全くわからない。

次に会費の納入方法であるが、明治一〇年以降の長棟鉱山の山崎徳次郎の『日記』によれば、定額の会費制ではなく、必要に応じた費用の供出制であることがわかる。この点は後に詳しく述べる。

また明治八年（一八七五）の蛇腹平鉱の有力経営者である追分家の「職人勘定帳」には大工清吉の帳簿に、四月八日の頃に「見舞金立替・五錢」とあり、これは、友子共済に基づき、清吉が、仲間の病氣に対して五錢の見舞金を前借して支払ったことを意味する。ここでも、友子の費用は、その都度供出されたことがわかる。また明治一九年（一八八六）の三井神岡鉱山の飯場における坑夫の「坑夫賃費明細」でも「浪人付合入用」⁽²⁾とあり、浪人の登山に際して、附合料が各坑夫に課せられたことを示している。かくして、旧神岡鉱山における友子の財政は、必

要に応じて費用を集め、定額の会費方式をとっていなかったことがわかる。

以上のように、限られた資料に基づいて、明治前期の友子の組織実態をみてきたが、次に友子機能の実態をみることにしよう。

(2)の(c)の注

(1) 『神岡鉱山史』、四八二頁。

(2) 『岐阜県史』通史編近代中、九四一頁。

(3) 明治前期における友子の機能

(a) 坑夫の取立または熟練坑夫の養成

明治前期の友子の機能の問題としてまず第一に注目すべきは、友子の熟練労働力養成としての取立制度の問題である。取立とは、三年前後の坑夫見習期間を修業した坑内運搬夫と呼ばれる年少の手下などが、取立式という厳格な儀式を経て採鉱夫に昇格し、更にその後一定期間(通常三年三ヶ月といわれている)親分の下で採鉱技術を身につけ、また友子組織内の義務を履行し、友子組織のルールについて修得することを云う。

明治前期において、友子の坑夫取立が行なわれたことは、もっぱら旧神岡鉱山における明治二年の鹿間銅山の「大工取立面附」、明治一〇年の旧神岡鉱山の取立札、明治一七年の長棟鉱山の「新規取立面附」、明治一九年の蛇腹鉱山の「坑夫取立連銘證」などの存在によって証明されている。また明治一〇年以降の長棟鉱山に係る友子の『日記』は、長棟と茂住の両地区の鉱山において、明治一〇年、一三年、一四年、一五年、一六年、一七年とほぼ年ごとに取立が行なわれていることを示している。この地区の鉱山経営は、それほど発展したものでなかったことを考えると、和佐保、鹿間地区のように鉱山経営が著しく発展したところでは、取立は頻繁に行なわれたであろう。

第11表 長棟・茂住における取立年表

取立年月	坑名	摘要
明治10年9月25日	長棟の清五郎坑	14名の子分取立
12年5月21日	茂住の池ノ山坑	
13年	茂住の鉛谷坑	徳次郎中老役
14年	長棟の播磨谷坑	
15年5月	長棟の銅平坑	
16年5月5日	茂住の池ノ山坑	
17年5月	長棟鉱山	20名の子分取立

注 (1) 『神岡鉱山史』639—42頁より作成

(2) 同上書では、明治13年の鉛谷坑の取立は、明治12年ともあるが、13年の誤植と思われる。

ことは間違いない。

友子の存在した他の地域の鉱山においても、友子の取立が行なわれたであろうこともこれまた疑いない事であろう。明治一五年に永岡鶴蔵は、奈良の中ノ滝鉱山で、取立てられたと自伝の中で記している。⁽¹⁾

友子に取立てられる年齢、およびそれ以前の修業がどのようなものであったか、今のところ明らかではないが、後の友子制度の実態からみると、鉱山に入って三年前後手子やその他の職種に従事しながら、友子の周辺において鉱山で働くことのルールや友子のルール、あるいは採鉱の技術などを学んでいたに違いない。

取立に際しては厳格な取立式が挙行された。明治前期には、どのような取立の儀式が行なわれたか定かではないが、永岡鶴蔵は、取立式を回顧して、「坑夫取立即ち加入式は長えの丁子に三三九度と云う風で尤も旧式である」⁽²⁾と述べており、古くから後にみられるような厳格な取立の儀式が行なわれていたと思われる。

『大工取立ニ附諸造用日記帳』によれば、長棟の清五郎坑で、明治一〇年九月二五日に、一四名の坑夫が友子メンバーに取立てられた。⁽³⁾それは、一四名の親分に対し一四名の子分が取立てられたことを示している。どの親分にどの子分が付いたかは明らかではない。その際、四人の

第12表 長棟鉾山の取立式の収支細目表

祝儀貰記		買入物覚			
一	三拾銭	廣川	山内	三拾六銭	たまり三升
一	貳拾五銭	池之山	山内	貳錢五厘	ねぶか
一	貳拾五銭	喜三郎	助	拾七錢五厘	豆五升
一	貳拾五銭	久左衛門	助	拾貳錢五厘	しご五メ目
一	貳拾五銭	福二郎	郎	拾貳錢五厘	荒芹沓メ目
一	貳拾五銭	幸治郎	郎	六錢	かた瓜三ツ
一	六拾銭	村の	善兵衛	貳円廿六銭	酒貳斗六升
			重治郎	拾沓錢五厘	福らぎ四本
			平九郎	五錢	干海老五合
			德兵衛	四錢五厘	かしこぶ三枚
			清治郎	四錢三錢	扇子三十本
			儀七人	四錢五厘	水引三十わ
			鐵山	貳拾銭	大ろうそく十丁
			大工衆中	九厘	青のり
			高田長左衛門	六厘	赤紙三枚
			鉛山	拾沓錢六厘	松沓把
			幸六	拾沓錢貳厘	半紙四帖
			長右衛門	七錢九厘	はし不切沓帖
			池之山内	七錢五厘	塩いかに十
			大工衆中	沓門拾銭	酒沓斗
				六錢	にしん拾沓把
				廿七錢五厘	いか六ツ
				六円五拾五錢沓厘	田作五升
				三円	祝儀貰分引
				三円五拾五錢沓厘	
				但拾四人ニ付キ	
				貳拾五錢沓厘宛当ル也	

注 『神岡鉾山史』650—1頁。

鉾夫が「世話人」となり三人の鉾夫が「総代」となっている。

『日記帳』には、取立式の費用明細表が記されている。第一二表に示したように、「買入物覚」の頃には、儀式用の「扇子三十本」（これは野武士格である坑夫にとつての刀を意味したと云われている）、代価二三銭、「水引三十わ」、代価四錢五厘、「大ろうそく六ヶ、小ろうそく十丁」、代価二〇銭、「赤紙三枚」、代価六厘、「松沓把」、代価一錢六厘、「半紙四帖」（これは取立面附作成のための半紙と思われる）、代価一一錢二厘、合計六〇錢九厘を計上している。三宝や膳、盃、茶器の類

第13表 取立式の収支表概要

収 入	親分の祝儀14名	1 円10銭
	他山内からの祝儀 4 山	1 円65銭
	個人の祝儀 1 人	25銭
	小 計	3 円00銭
支 出	支出と収入との差 (子分14人の負担)	3 円55銭 1 厘
	合 計	6 円55銭11厘
	儀式用品代	60銭 9 厘
支 出	酒 代	3 円36銭
	食 料 品 代	2 円59銭 3 厘
	合 計	6 円55銭 1 厘

注 前表による
但し収支は合わない。

は、友子の共有財産として所有しているというのが、後にみられる事態であった。⁽⁵⁾ 買入れ品目から、取立式が厳格な儀式をもって行なわれたことは想像に難くない。

他方取立式は、宴会でもあった。宴会用の品目は、酒三斗六升、代価三円三六銭（一人一升三合弱）、その他食料酒のさかな類が代価二円五九銭三厘である。全体の費用は六円五五銭一厘であった。

取立式が盛大に行なわれていることは、六円五五銭の出費によっても明らかである。因に、六円五五銭の額は、当時の採鉱夫日賃金一二銭五厘の五二日分であり、一ヶ月二〇日の稼働日とすれば、鉱夫一人の二ヶ月半の賃金に相当する。

次に取立制度が、熟練鉱夫の養成機能を果たしていたことにふれたいが、この点を示す直接的資料はない。ただし、手子、新大工、鉱夫の賃金格差がその一端を示していると云えよう。すでに前稿で指摘したように採鉱労働は、一定の熟練を要する。この熟練労働の養成機能を、友子制度が保持していたのである。例えば明治八年の大富社のモデル賃金構成は、第六表に示したように「小大工」の手子が一日当り五銭であり、友子に取立てられたばかりの「新大工」が一〇銭であり、熟練の「普請掛」や「荷掘掛」は一二銭五厘である。新大工は、親分の下で修業しながら技能を向上させ、より高い賃金を取得するようになる。しかし実際の賃金格差はもっと大きい。第一四表に示したように、追分家の蛇腹平鉱の賃金（六ヶ月分）

第14表 追分家の蛇腹平5番坑における賃金支払額（明治8年春季）
と鉱夫構成

賃金	大工	小大工	吹大工	かじや	陸廻り	平治郎ほか3人	合計
円	(A) 人	(B) 人	人	人	人	人	人
40～	1						1
30～	3						3
20～	5			1			6
15～	4			1	1		6
10～	9	4		1	5	4	23
5～	2	9	10	1	3		25
0～	1		10		5		16
不詳				1	9		10
合計	25	13	20	3	23	4	90

『神岡鉱山史』483頁より。

第15表 旧神岡諸鉱山における
労働力需要の推移

年代	鉱夫数
万延元年(1860)	513人 ⁽¹⁾
明治4年(1871)	598人 ⁽²⁾
明治8年(1875)	2,043人 ⁽³⁾
明治21年(1888)	1,771人 ⁽⁴⁾

注 (1) 『神岡町史』史料編中巻, 447頁により作成
(2) 同上, 532—3頁より作成
(3) 『神岡鉱山史』462頁
(4) 同上, 686頁

抱えており、この熟練鉱夫は、友子組織を通じて養成されたことは明らかである。

友子制度は、手子時代の見習、取立後の三年間の親山での修業、その後の浪人による他山での修業など熟練鉱夫の養成機能を果たしたが、明治前期における労働需要の急増は、友子のこの機能を一層重要なものにしたように思われる。第一五表に示したように旧神岡諸鉱山の鉱夫数は明治四年（一八七二）の五一三人から鉱山解放を認めた明治六年（一八七三）をはさんで明治八年（一八七五）には二〇四三人に急増している。その折には、熟練鉱夫が不足傾向を示

は、大工で四〇円以上日賃金約三〇銭位が一人、三〇円以上日賃金二五銭位が三人、二〇円以上日賃金一六銭位が五人である。手子である小大工は九円以下が二〇人である。小大工の賃金九円水準より、三倍以上の鉱夫が四人もいる。友子組織は、熟練鉱夫を

第16表 神岡鉦山坑夫使役人員数（明治19年8月31日現在）

職名別	蛇腹平	大富	栃洞	前平	小計	鹿間谷	合計
人員数	58	116	125	115	414	75	489
内訳							
坑夫頭	1	3	3	2	9	精錬科	29
坑夫	22	37	34	37	130	鉦夫	4
見習坑夫	7	25	45	15	92	運鉦夫	10
手子	7	50	43	51	151	営繕・鍛冶	4
車夫	12				12	陸用度科	21
女	9				9		7
碎鉦夫				10	10		
吹子差		1			1		

『神岡鉦山史』686頁。

したことは容易に想像がつく。そうした場合、友子の取立にドラ
イブがかかることは目に見えている。

通常旧神岡の鉦山においては、採鉦夫一人に手子一人の組合せ
を一般的な傾向⁽⁶⁾としていた。熟練鉦夫が不足すれば、一般に手子
をなるべく早い時期に坑夫に取立て、採鉦部門に廻そうとするの
は必然の流れであろう。例えば、大富社は、明治八年に有力鉦業
人の組合企業として結成されたが、その見積表にみる鉦夫の構成
は、第六表に示してあるように普請掛鉦夫一〇人、荷掘掛鉦夫四
〇人、更に取立てられたばかりの新大工（採鉦夫三〇人）に対し
て、小大工（手子）を七〇人対応させている。普請掛をはずせば
七〇人对七〇人となる。

ところが実際の採鉦においては第一四表にみられるように明治
八年の追分家の経営になる蛇腹平五番坑の鉦夫構成は、大工（採
鉦夫）三八人に対して小大工（手子）二〇人でしかない。ここに
は手子不足の傾向がみられる。こうした傾向は、明治一九年の三
井の神岡鉦山にもみられる。第一六表に示したように、蛇腹平坑
では坑夫、坑夫見習二九人に対して手子が七人であり、大富鉦は
六二人の採鉦夫に対して五〇人の手子、栃洞坑は、七九人の採鉦

夫に対して四三人の手子である。前平坑は五二人に対して五〇人で均衡している。こうした傾向は、坑夫の取立テンボが早く、手子の補充が間に合わないことを示しているだけでなく、採鉱夫に取立てられた見習坑夫層（半熟練層）が相対的に多いことを示している。

このような手子不足の傾向は、手子労働力の給源の広域化をもたらすことになるはずであるが、事実新たに子分に取立てられた鉱夫の出身地は、第一〇表に示してあるように、明治二年の鹿間鉱山の場合は、地元が七三・六％であったのに、明治一九年の蛇腹坑の場合は、一八・二％に縮小し、他県出身が圧倒的に多くなっている。

以上のように、労働力不足下にあつて、友子の取立制度は、フル回転し、熟練労働力養成に積極的に貢献していたことがわかる。

なお取立制度の内容についていえば、後にみられるように坑夫に取立てられると、親分をもち取立てられた鉱山で三年三ヶ月の勤務を義務づけられる。神岡鉱山でこのような慣行は明治末年には認められるが前期にあつたかどうか定ではない。明治一五年一二月に取立てられた永岡鶴蔵は、「坑夫は加入式を上げたる鉱山を親山と云ふて三年三ヶ月十日間は其の山で辛抱しなくばならぬことになつてある」と述べており、すでに明治前期には、この慣行は出来あがつていたのではないかと思われる。因に永岡は親山が休山すると、親分と共に他山に移り、そこで親分を病気で失うと、親分の親分を頼つて明治一六年夏には四国の白味鉱山に移った。これは、休山したり親分を失つた場合は、別の方法で三年三ヶ月を修業しなければならぬという後にみられるように慣行がみてとれる。

また子分に取立てられてからの義務について殆んど明らかではないが、水瀬清二郎は、大正期の取立について「坑夫は取立て後小使当番を勤め、次に中老役として山中の仕事、飯場交際等の仕事を勤め、取立式の世話人の役目を一回以上勤めたる者が親分となる資格を有する」と指摘しており、明治前期にもすでにこうした慣行は存在し

ていたように思われる。因に明治一〇年に子分に取立てられた山崎徳次郎は、明治一三年の茂住の鉛山坑の取立式に「中老役」を務めたと云われている⁽¹⁰⁾。

以上のように、明治前期の取立制度は、労働力不足の傾向下にあつて、熟練鉱夫の養成に励んでいたのである。

(3)の(a)の注

- (1) 中富兵衛『永岡鶴藏伝』、九頁。
- (2) 『民衆の記録』2鉱夫、二四〇頁。
- (3) 『神岡鉱山史』、六三九頁。
- (4) 高橋俊雄『南晴北雨』八二頁は、「白扇は昔の刀を意味している」と記している。因に、氏は、昭和の初期から院内で働いていた古老鉱夫である。
- (5) 松島静雄『友子の社会学的考察』、五九頁。
- (6) 『神岡町史』史料編・中巻、五一頁以下を参照。
- (7) 『民衆の記録』2鉱夫、二四〇頁。
- (8) 同上、二四〇頁。
- (9) 水瀬清二郎『坑夫』、一三頁。
- (10) 『神岡鉱山史』、六三九頁。

(b) 友子の共済活動

友子の重要な機能の一つに共済活動がある。友子の共済活動については、すでに『鉱夫雑談』において、「随親といえるを敬して業を導かし理非を判せられ弟子分といふを憑たんで老衰を助けられ、疾病の身のよるべ(1)とする」と記されており、徳川期の友子が共済的機能を果たしていたことは明らかである。

友子の共済活動は、一般に松島静雄氏も指摘しているように一つは親分と子分あるいは兄弟分という直接的な関

第17表 『浪人銭別日記』の一節(明治一一年)

兄弟分之内弥左衛門死スニ付	重吉病氣ニ付
三月	旧十月廿四日
一 金五拾銭	御香料
兄弟分拾貳人ニ割忝人ニ付	一 三拾銭
四銭貳厘宛当ル也	但拾貳人ニ割忝人ニ付
右之内儀一郎入レ不申候也	貳銭五厘
世話人之三浦松治郎病氣ニ付	村之平治郎死病ニ付
四月	香料之扱
一 六拾銭	四月四日
兄弟分拾三人ニテ忝人ニ付	見舞持
四銭七厘宛	一 三拾銭
兄弟分之清右衛門病氣ニ付	拾人ニ割忝人ニ付三銭宛
六月	徳次郎 和介 重吉 儀一郎
一 三拾銭	平五郎 亦五郎 清七 幸介
但拾貳人分忝人ニ付	善七 重兵衛
貳銭五厘宛	村之善兵衛死病ニ付
同儀一郎病氣ニ付	四月八日
七月	一 三拾銭
一 三拾銭	御香料
但拾貳人分忝人ニ付	拾人ニ割忝人ニ付三銭宛
貳銭五厘宛当ル	徳次郎 和介 平蔵 儀一郎
	亦五郎 清七 幸介 重兵衛
	善七 平五郎
	見舞

(注) 『神岡鉦山史』六四一頁より

係、あるいは慣行化され制度化されているとはいえ私的な関係で行なわれるものと、組織として相互扶助制度的に行なわれるものと、の二つの側面がみられる。明治前期における友子の共済活動を示す資料として、長棟鉦山の山崎徳次郎の二つの『日記』は、きわめて貴重なものである。

『日記』によれば、明治一〇年に取立てられた清五郎坑の四名の子分鉦夫たちは、親分鉦夫や兄弟分鉦夫の病氣や死亡に際して見舞金や香典を支払っている。すなわち、明治一一年(一八七八)三月に取立兄弟分の「弥左衛門」が死亡した際に

第18表 長棟鉦山における友子の共済活動

年 月 日	支 払 理 由 と 人	見舞支払額	1人当り
明治11年3月	兄弟分 弥左衛門 死亡	50銭(12人分)	4銭2厘
" 4	世話人 松 治 郎 病氣	60 (13 ")	4 7
" 6	兄弟分 清右衛門 病氣	30 (12 ")	2 5
" 7	兄弟分 儀 一 郎 病氣	30 (12 ")	2 5
" 10 24日	兄弟分 重 吉 病氣	30 (12 ")	2 5
明治12年4月4日?	村 の 平 治 郎 死病	30 (10 ")	3
" 4 8 ?	村 の 善 兵 衛 死病	30 (10 ")	3
明治15年8月17日	世話人 松 次 郎 病氣	16 (16 ")	1

注 1. 『神岡鉦山史』639—42頁より作成

2. 原資料名は本文参照。

3. 「村の」××とは長棟村に住んでいた親分鉦夫のことである。

は、兄弟分一二名（儀一郎はすでに病氣氣味で支払を猶余されていたようである³）で五〇銭、一人当り四銭二厘宛支払っている。また同年四月には、取立の際に「世話人」をやった「三浦松治郎」の「病氣」に際しては、一三名の取立兄弟鉦夫らが六〇銭の見舞金を支払い、一人四銭七厘宛負担している⁴。

以上同様に第一七表、第一八表に示したように、兄弟分や親分の病氣や死亡に見舞金や香典が支払われている。この見舞金や香典の支払い方を詳細に検討してみると、興味深い傾向が読みとれる。

第一に、兄弟分の死亡に際しては五〇銭（一人四銭二厘宛）が支払われているのに対して、親分鉦夫の死亡に際しては、三〇銭（一人三銭宛）が支払われているにすぎない。このことは、逆に、親分鉦夫たちも子分の死亡に際して、また親分鉦夫仲間の死亡に際して、それぞれ一定の額の香典が支払われたであろうことを示している。子分の死亡に對し、又親分仲間の死亡に際して支払う親分鉦夫たちの香典は、支払能力からみて、子分たちの支払う額より多かったであろうことは疑いなくところである。例えば子分鉦夫死亡に際しては、兄弟分から五〇銭、親分鉦夫又は先輩鉦夫二一名から一定の額が支払われたであろうことを示している。仮に親分鉦夫層は一人当り五銭としても一円

五錢程になり、合計一円五五錢となる。子分鉦夫たち日賃金の一五日分位となる。親分鉦夫の死亡に際しては、子分鉦夫たちの支払は一人当三錢、一〇人分で三〇錢と、兄弟分の死亡の時より少ないのは、兄弟分たちの結合の強さを反映したものであり、また子分鉦夫の支払能力を配慮したものであろう。これらの香典は、死亡者の縁者に支払われると同時に葬式代にもなったのではないかと思われる。

第二に、病氣の見舞額についてみると、「世話人」鉦夫の松治郎に対しては、三月には六〇錢、一五年の場合には一六錢で額に変化がある。前者は兄弟分だけで、熟練鉦夫日賃金一二錢五厘の五倍、五日分に相当し、また親分鉦夫からの見舞金を前提にすると、拾数日の賃金分の見舞金となる。松治郎は大病をわずらったことになるが、それにしても見舞金が決して少額でないことに注目しなければならない。兄弟分の病氣には、三ヶースとも三〇錢であるが、これも新大工の三日分に相当し、親分衆からの見舞を予想すると、更に額が多くなる。

第三に、見舞金や香典の額は、かなり多いとみられる。特に前者の額は多いと思われ、相互扶助活動が決して名目的なものでないことが確認される。他方、負担の面についてみると、一年間にほぼ七回の支払であり、一人一回平均の支払い額は、三錢二厘となる。これは日賃金の約三分の一、月(二〇日稼働)賃金二円の一・六%である。それほど大きな負担ではない。もっとも鉦夫の友子の活動に対する負担は、この共済費に限らず、取立式の負担、他の交際費の負担もあるが。第四に、『日記』の記述にみる限り、共済費の支払いは、清五郎坑において取立てられた親分と立会人先輩鉦夫と取立兄弟分相互に限られ、他坑の鉦夫に及んでいない。少なくとも清五郎坑の鉦夫は他坑の鉦夫に支払をしていない。ここから考えられることは、死亡や病氣などへの共済活動は、取立を行なった単位友子組織内に限られていたのではないかということである。

以上のいわば単位友子組織内の共済、山中共済のほか、その他の共済活動がある。いわゆる奉願帳や寄附帳の制

度がある。奉願帳制度とは労働能力を失った友子メンバーである鉦夫に友子の単位組織が、厳格なルールに基づいて発行するもので、これを持って友子の交際所を廻り、一宿一飯の便宜を与えられて、余生を送るという扶助制度である。寄附帳制度は、長期の病人や負傷者に与えられる同様の制度である。

このような箱元交際と呼ばれる共済制度は、明治三〇年の常磐炭鉦の友子規約においてその存在が資料的にはじめて確認されるが、明治前期においてはまだその存在は確認されていない。しかし、徳川末期の信州の妙典敷鉦山の『銀山日記』をみると、妙典鋪鉦山の「飯場」には羽州秋田出生の大工浪人が、「病体よろしからずこの節も⁽⁵⁾っとも大病の旨、職人共より申し参ったので」、鉦山役所の承認のもとに長逗留するという例がみられる。このほか、病人鉦夫の妙典敷鉦山への長逗留の例が二、三みられる。この場合奉願帳様のものを持参していたかどうか明らかではないが、病傷人を友子の飯場で面倒をみる制度の存在は、一応確認されるように思われる。明治三〇年に常磐炭鉦において奉願帳制度は規約上で確認されているので、少なくとも明治二〇年代にはこの制度は、出来上っていたと考えられるし、それに近い制度が、明治前期にすでに形成されていたとも考えられる。

次に広い意味での共済活動としての鉦夫の仏参制度についてふれておきたい。友子における仏参制度は、特別の意味があったと思われる。一つは鉦山における労働の厳しさ、ヨロケと呼ばれる職業病、それによる短命などが、死者の葬いに対する特別の意識を生んだと思われる。またもう一つの側面は、鉦山に働く鉦夫が、一般的に都市、農村の共同体から離れ、鉦山共同体に生き、殆んど親兄弟、血縁者から離れて生活している彼らの死はひときわ孤独であったことにある。鉦夫たちの死後の世界への思い入れは、友子の鉦夫同志が、丁重に死者を葬り、死者を安らかに成仏させることであつたであろう。

親分鉦夫の死に対し子分や兄弟がまた兄弟分鉦夫の死に兄弟分鉦夫が墓を祭る制度は、すでに徳川後期に確認さ

れる。

院内鉦山の墓地には、単なる鉦夫の墓ではなく、友子の仏参と思われる墓が散見される。吉城文雄氏の調査によれば、安政六年の「南部和吉」の墓は、「秋田房松」によって建立されている。また文久一年の「伊勢菊松」の墓は、「秋田文太郎」によって建立されている。院内鉦山では、こうした親子ではない鉦夫の建立による鉦夫の墓が六基存在する。⁽⁸⁾ その一部は今夏の私の調査で確認した。細倉鉦山においても嘉永四年の「秋田藤末」の墓が「秋田又五郎」によって建立され、文久三年の「勇三郎」の墓が、「仙台大助、秋田出生留吉」の二人によって建立されたものが残っていたといわれる。⁽⁹⁾ これらの墓は、自友子のものか渡友子のものかは明らかではないにしても、友子の墓であることは間違いない。

さきにもた妙典敷鉦山の『銀山日記』は、秋田出身の鉦夫国松の死に際して、飯場の鉦夫たち（これは友子のメンバーであったと思われる）は、藩内お抱の鉦夫ではないことを承知のうえ、鉦山役人に妙典敷の墓場に葬ることを要望し、葬式のために「総休み」を要求している。これに対して鉦山役人は、「職人共の儀、職法もこれあり候間」⁽¹⁰⁾とて、概ね要求をのんでいる。これによれば、他国の浪人鉦夫の死に際して、「職法」によって丁重に葬式を行ない墓地に葬っている。こうした事態は、友子の確呼として仏参制度が、すでに幕末に存在していたことを示している。

明治前期においても、すでに前稿で指摘したように、院内鉦山、大葛鉦山、細倉鉦山で友子の墓が確認されている。なお自友子の場合、仏参の義務はないといわれているが、⁽¹¹⁾ 山田健氏らの幌内炭砒の墓石調査によると、明治二〇年代末から三〇年代における自友子と渡友子の両様の墓が確認されているので、⁽¹²⁾ 少なくとも北海道や東北のこの時期以降については、右の指摘は当たらないであろう。しかし西国に友子の墓が見られないのも事実である。

(3) (b) の注

- (1) 石川博賢『日本産金史』、二〇六頁。なおこの『鉱夫雑談』は、杉原寿山の『鉱夫雑譚』であることについては、拙稿「明治期における友子制度の普及」、『経済志林』五二―三・四、九九頁で言及したとおりである。
- (2) 松島静雄『友子の社会学的考察』、六二頁。
- (3) 『神岡鉱山史』、六四―一頁。
- (4) 同上、六四―一頁。
- (5) 山口彌一郎『炭鉱聚落』、二六七頁。
- (6) 泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』、三〇七頁。
- (7) 同上、三三〇、三五〇頁。
- (8) 吉城文雄「院内銀山地間墓地調査結果報告」による。
- (9) 佐藤典正『細倉鉱山史』、二二八頁。
- (10) 泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』、三〇九頁。
- (11) 左台藤三郎「友子同盟に関する研究」(四)、『人と人』一〇六号、五頁。
- (12) 北海道開拓記念館『北海道における炭鉱の発展と労働者』七一頁以下を参照。

(c) その他の機能

以上の友子の諸機能のほか、いくつかの機能についてふれておきたい。まず浪客制度についてふれておきたい。浪客交際とは、単位友子組織が職を求めて鉱山に来る鉱夫に対して、雇用を斡旋したり、一宿一飯をほどこし、草鞋錢などを支給する制度のことである。これは鉱夫の側からみれば、鉱夫の移動を促進し、雇用機会を保障し、また鉱夫の修業機会を保障し、ひいては鉱夫の賃金を上昇せしめる。これは労働市場への友子制度の介入であり、労働力供給調整の一つであった。

第19表 『浪人銭別日記』の一節

飛驒舟津町

白木理助殿登山之入用

十月廿一日

一 廿五銭

焼酎一升

一 拾銭五厘

にしん耆把

一 三十五銭五厘

但拾九人ニ割耆人ニ付

耆銭八厘八毛当ル

喜三郎 清右衛門 福治郎 幸治郎

幸平 善藏 善兵衛 和助

松治郎 徳兵衛 久助 清七

徳次郎 弥左衛門 重藏 清二郎

重吉 幸助 重兵衛

越前国 葛吉殿 入用

越前国 春吉殿

十月廿一日

一 五拾五銭 酒五升

一 拾銭五厘 鯛耆把

一 四拾銭 式人前浅利

一 耆円五銭五厘

但右之拾八人ニ割耆人ニ付

五銭九厘六毛宛当ル

(注) 『神岡鉾山史』六四一頁より

さてこの浪客制度は、浪人鉾夫の問題として、徳川期にも確認された。

例えば、尾去沢鉾山に係る資料は、小坂銀山並に真金山居住の四人の「浪人」鉾夫が尾去沢鉾山の田郡坑に「判番友子附合にて」登山してきた、と記している。また会津領の鱒沢鉛山の資料は、「浪人扶持之儀山法之通り扶持米相定渡置候者一日分相渡其余滞留致候へ、職人仲間ニ而扶持致候定ニ候」とあり、明らかに浪人の米味噌の負担が、一日目は鉾山経営者の負担とし、二日目より「職人仲間」に友子の負担とすると述べられている。また妙典敷鉾山には、多数の浪人鉾夫が登山し、一宿一飯の便宜を受けていることが『銀山日記』⁽³⁾に記されている。

明治前期においても、この浪人制度は、一応確認される。まず明治一〇年の長棟鉾山の『浪人銭別日記』は、表題がすでに浪人に銭別を支給する友子の浪人制度の存在を示唆しているが、第一九表に示した『日記』の一節は、飛驒舟津町から「白木理助」という鉾夫が登山し、清五郎坑の交際所と思しきところに一宿し、「焼酎一升」と「にしん耆把」の歓待を受けていることを記している。その費用は、三五銭五厘であるが、これは、一九名の友子メンバーによって負担されている。但し一人一銭八厘二毛に当る。翌日には、越前国から「葛吉」と「春吉」の二人の鉾夫が登山して、酒五升、鯛と浅利が供されたことを示している。その費用は一円四銭五

厘、一人当り五錢九厘六毛当りであった。

以上のように、明治一〇年頃の旧神岡鉱山において、浪人の登山に対して一宿一飯の便宜が与えられていることが単位友子組織の側から断片的な資料によるものであるが明らかになった。

これに対して浪人する側の資料もみられる。永岡鶴蔵は、『坑夫の生涯』の中で、浪人制度について「坑夫が仕事を求めて各山を歩くことを浪人と云ふ」と述べ、取立後親分を病死で失って、親分の親分を頼って四国の白味鉱山に移った後、その鉱山が休山すると、明治一六年九月以降「備後国(広島県下)さん名銅山へ浪人であがった」、そして約六ヶ月の間に、「懐中無一文」のまま、「夫れから夫れいと備前備中美作(岡山県下)等の各鉱山を巡りて生野鉱山に来た」と記している。六ヶ月間に広島島の鉱山から岡山県下の各鉱山を廻り、兵庫県の生野鉱山に移動するのは、浪人制度による一宿一飯の便宜がなければ、到底不可能である。友子の浪人制度は、鉱夫の移動を保障し、雇用の機会を保障したのである。

浪人制度はまた、鉱夫の技能を高めるうえで大きな役割を果たした。一ヶ所の鉱山に止まって働くだけでなく、種々の鉱山を渡り歩くことによって鉱夫が各地の鉱山の鉱脈や鉱床の知識を得、それに応じた種々の特殊な採鉱法を身につけることができた。

例えば、明治一〇年代に旧神岡鉱山で鉱山を経営した阪東喜八郎は、越前国の出身で安政年間に九歳で同国大野郡の中天井鉱山に手子として働き、元治元年(一八四四)に坑夫に推挙されて後、「深々探鉱ノ真理ヲ究メントスルノ念切ニ相迫リ全国有名ノ各鉱山に依り実地ヲ経験シ益々該業ニ従事勉強致シ度精神起リ」、第二〇表に示したように生野鉱山を手初めに一〇年間に一〇地域の二〇数鉱山を廻っている。阪東喜八郎が友子のメンバーであったかどうかは、定める資料を欠くが、恐らく友子に加入しており、持前の向学心によって各地の鉱山に学んだのだの

第20表 阪東喜八郎の鉱山遍歴

安政元年慶応元年	越前国に生れる 9才で越前国大野郡中天井鉱山の手子となる 坑夫に推挙 生野鉱山で半年間働く 岐阜県下郡上郡畑佐鉱山で4年間働く
明治2年	摂津の千間銀山で3ヶ月働く その後、美濃の黒川鉱山、以地鉱山、越前大野郡の堀合銀山、細野銅山、竹田銅山、仙野銅山で働き
明治2年10月	飛騨和佐保の鹿間、大富、前平、菅沢、漆山、茂住の各鉱で5ヶ月間働く
明治3年2月	越前礪波郡の亀カ谷鉱山、新川郡の朝日鉱山、加賀の能美郡鉱山、越後の草倉銅山、会津の鉱山を転々
明治5年10月	和佐保の鹿間鉱山で働く
明治10年	神岡で鉱業人として明治10年代働く

『岐阜県史』通史編近代中、906—7頁より作成。

だと思われる。

阪東喜八郎ほどではないが、明治前期に神岡鉱山で鉱業人として働いた熟練鉱夫たちは各地の鉱山を渡り歩いている。

例えば、弘化二年（一八四五）に、一三歳で越中婦負郡方掛銀山の坑夫になった長谷川喜平は、その後越中長棟鉱山、飛騨の神岡鉱山、同平湯鉱山、信州の赤柴鉱山、小幡鉱山を巡歴し、安政年間から飛騨で働き、明治一三年（一八八〇）には生野鉱山に赴いて新技術を学び、その後帰国して大富鉱山で採鉱・製煉方法の改良に尽力したといわれている。

このような鉱夫の遍歴は鉱山における友子組織が、浪人鉱夫を心よく受け入れる慣行なしには不可能であろう。一鉱山の他国鉱夫への排他性は友子組織の存在によって止揚されているといわなければならない。

次に浪人制度及び取立制度を通じての友子制度の労働市場への介入、労働力の需給に対する調整機能についてふれておきたい。浪人制度は、鉱夫の移動を保障することによって、労働力の供給を調整する。鉱山における労働の過剰、これはある鉱山の鉱脈の枯渇によって生じ、また労働力の不足、こ

これは新たな鉱山の開発、富鉱の発見によって生じるが、鉱山における労働力の需給の変動に対して、友子制度は、浪人制度を通じて労働力の供給を調整する。

永岡鶴蔵の例にみられるように、自分の働く鉱山が休山すれば、浪人制度を利用して他鉱山に移動し、雇用の機会を見付ける。三井は明治一九年の神岡諸鉱山の統合に際し、鉱区買収に際し鉱業人との対立があったこともあって、旧鉱業人のもとに働いていた鉱夫一三〇〇人のうち三井に雇用を希望した九一八人の鉱夫のみを雇用したにとどまり、三八〇人近くを雇用しなかった。三井組の資料は、統合後の新しい経営計画を実施するにあたって、「蛇腹平通洞の方も二百名許り厄介払いを致し⁽⁷⁾、たと記している。つまり三井は、統合に際して旧来の労働慣行を合理化するべく、好ましくない鉱夫を排除したのである。因にこの際、友子制度を否認しなかったことは明記されておくべきである⁽⁸⁾。

三井に鉱山を統合されたうえ、排除された鉱夫は、失業したわけであるが、失業反対騒動を起こすこともなく、他地域の鉱山に静かに消えていったのである。当時の鉱夫にとっては、明治後期もそうであるが、一般に労働力不足の市場状況にあつて失業そのものに対しあまり脅威を感じていなかったのである。彼らは浪人となって他山の友子を頼って移動し、新たな雇用機会を見付けることができたのである。

一方、鉱山は、労働力が不足すれば、各地の鉱山に募集人を派遣して、熟練鉱夫の募集を行なった。明治前期の坑夫争奪戦については、前稿でふれた通りである⁽⁹⁾。この場合も、他鉱山の鉱夫を排他的に扱わないという友子制度を前提に、募集人は、友子メンバーの浪人として鉱山に現われ、鉱夫を誘引し募集したであろうことは想像に難くはない。何故なら鉱山は、友子鉱夫以外の人間の入山に対しては排他的であり、警戒的であるから、友子メンバー以外の人間は、鉱山に容易に近よれなかったはずである。例えば、三井は、明治二〇年二月に友子鉱夫と思われる

藤原勝次、野口元吉の二名を雇入金一二〇〇円を持たせて、栃木の足尾銅山に派遣して、「坑夫四三名を雇入れる」が、会社側の事務員富田秀三（出収科勤務）は、横浜で彼らを引取り神岡に連れ戻っている。また四月にも、足尾の坑夫を四、五〇名を松井田に連れだし、富田秀三らは、そこで彼らと雇入れの契約を結んだりしている。⁽¹⁰⁾草倉銅山でも同じことを行なった。事態は逆でもあった。足尾銅山や草倉銅山の側も神岡鉱山に募集人を派遣した。このような場合、友子制度は、中立的な鉱夫募集のチャンネルとして、両方に作用し、労働力の需要の調整機能を果たしているのである。

友子の取立制度もまた労働力の需給調整機能を果たしていることについてもふれておかなければならない。すでに取立制度については若干論じたが、後のこの制度について明らかかなことは、一定期間の見習の後に坑夫に取立てられ、かつ三年間取立て山に勤務し、また坑夫に取立てられた子分は、一定の義務を果すまで親分とはなれず、また無制限に子分を取るとは許されていなかった。⁽¹¹⁾このような取立の規制は、友子鉱夫数の形成に一定の制約を加え、鉱夫の供給を制限するものであった。こうした取立上の規制は、明治前期に資料的には必ずしも十分に実証できないが、すでに明治前期にも存在していたのではないかと考えられる。長棟鉱山における山崎徳次郎の『日記帳』は、明治一〇年九月に山崎が子分に取立てられた後、一三年に茂住の鉛山坑の取立に際して「中老」役を務めたとあり、それ以前に親分となった事を示していない。親分になるためには、子分になって世話人を一回以上勤め、また中老役として友子の仕事を果たした後でなければならぬという水瀬清二郎の指摘する⁽¹²⁾ような義務を果しつつあることを示している。『日記帳』によれば、山崎徳次郎が親分となっていることが確認されるのは、明治一七年の長棟鉱山の取立面附においてである。

こうした取立上の制約は、明治末から大正期の友子資料においても大きく崩れていないことは注目に値する。友

子は、徒弟制度を基礎とする同職組合としての基本的性格を維持していたのである。こうした傾向は、友子制度を通じて、無制限に熟練鉱夫を中心とする友子鉱夫の数を増したい鉱山資本に対して熟練労働力供給を一定程度規制し、かつ友子制度の存在意義を主張し維持しようとすることを意味する。友子は、イギリスのクラフト・ユニオンのように、労働力の供給独占を行なうほどに強力に組合員数を規制はできなかったが、幾分とも友子組合員の数を規制し、友子による熟練鉱夫の養成を行ないつつ友子の存在を維持し、労働市場において供給調整機能を果たしていたことは無視することはできないであろう。他方、友子が取立を無制限にしなかったとはいえ、資本の熟練労働力の需要に応じて、労働力の養成を果たし、熟練労働力の供給に努めていたことも事実である。この側面こそ、鉱山資本が友子制度を容認する最大の根拠だったと思われる。

次に友子制度の鉱山における秩序維持あるいは自治機能についてふれておきたい。この点については友子の結合原理の一つとしても指摘し、また厳しい内部規律を守るといふ職業倫理としても論じたことである。明治前期についてみると、この点を十分に証明する資料は乏しいが、明治後期には数多く見出すことができる。

ただここでは、友子鉱夫たちが所持していた山例五十三ヶ条や山法の類に、採鉱上の禁止事項や公序良俗の侵犯の禁止事項が多数指摘され、鉱山内の秩序、規律が指摘されていること、そして友子の構成員が義務として取立に際してこれらを周知せられていたことを指摘し、友子制度の存在自体が鉱山内における秩序維持に大きく貢献し、友子の厳しい内部規律が、友子の組織維持に大きな役割を果たしていた、ということを指摘するにとどめる。明治二年の鹿間銅山の「坑夫取立面附」における「兼而申渡し候條堅相守可申候若心得違有之候得者何時不寄金堀相省候趣意急度相守可申候」との指摘は、右の問題点を集中的に表現したものにほかならない。

最後に、これまであまり指摘されたことの少ない、友子の共同体的側面の一つの機能についてふれておきたい。

蓮沼叢雲『足尾銅山』は、明治三〇年代前半の足尾銅山の友子制度を論じた際に「彼等社会の結婚は取立の儀式に比ぶれば頗る簡略なるものにして、縁組は多く山内に成立す、而して中には立派なる結納を贈り簞笥手道具等を調ふ者もなきにあらざると雖、多くは媒介者が花嫁を伴ひ来れば、掣の親分兄分等が列席して盃を取り交わす位にて済むものなり、然して一般婦は能く貞操を守り琴瑟階きんせつかひひえんせう鶯鶯えんせう常に夢暖かに浪風立つこと少しとは日出度ことにこそ」と述べている。⁽¹³⁾

このことは、鉱夫間の結婚が友子を介して行なわれ、友子がまた鉱夫の結婚に深く係っていることを示している。明治前期についてみると、徳川期以来、女性は、選鉱や製錬の助手や飯焚の有力な労働力であった。また鉱夫の繁殖のためにも、また男鉱夫の異性としても生活上不可欠であった。

山例五十三ヶ條の第二三条に「山師は格別金掘の義妻女無之者にすべし」とあり、俗に「渡坑夫ハ無害独身ニシテ諸々ヲ渡リ歩ク⁽¹⁴⁾」と云われているが、確かにそうした傾向は一部に見受けられるが、一般に妻帯者の家族持ちも夫も少なくない。また若年層は一般に独身者であることが多いのはむしろ当然である。しかし鉱山に女性が集まりにくいのも事実であろう。また鉱夫はヨロケの為に短命であり、鉱夫の妻は、六、七人の鉱夫と結婚するとの説もあったくらいで、⁽¹⁵⁾確かにそうした傾向も見受けられるし、未亡人の鉱夫後家も散見される。

こうした情況下において、鉱山における結婚は、重要な意味をもってくる。一つは女性不足の傾向のなかで、異性関係の乱れる可能性もある。山法の中に「情婦密通の沙汰は兩追放なり⁽¹⁶⁾」とあるのはこの点を厳しく規制したものである。このような公序良俗の違反は、鉱山において厳しく咎められるのは当然であるが、友子は、鉱夫間の紛争を調停したり、夫婦喧嘩の仲裁をも行なっていたようである。⁽¹⁷⁾

昭和三八年に行なわれた尾去沢鉱山の古老鉱夫からの聴取り調査によれば明治二〇年以前の話として「男一九歳

は迎え時といわれ見習い坑夫から本坑夫となる。……男は二〇歳頃まで、女は一五六歳頃に結婚するのが大部分であった。その場合「友子交際の親分、子分のつながりによって決められるのが多かった」と指摘⁽¹⁸⁾されている。友子内の鉱夫の結婚は、以上のように親分子分の関係が媒介になって行なわれることも多かったようである。

以上のように、明治前期における友子制度は、資料的には限られてはいるものの組織の面においては、箱元や大当番の役員こそ資料的に明らかにならなかったとはいえ、一定の目的や職業倫理をもって一定の鉱夫グループを組織し、取立や共済活動を行ない、また浪人制度を実施し、また自治的機能や労働市場への一定の介入を果していることが明らかになった。明治後期の友子制度の基本構造は、すでに十分に明治前期に形成していたのではないかとみなすことは、あながち大きなはずれの見解ではないと確信しうる。我々は、次に明治後期の友子制度を分析し、明治の友子制度は、明治三〇年代の前半期までに確呼として確立していることを明らかにしたいと考える。

(3)の(c)の注

- (1) 詳しくは、拙稿「徳川時代の金掘友子に関する考察」、『経済志林』四九一四、三〇一頁参照。
- (2) 『福島県史』第一〇巻上、五三〇頁。
- (3) 泉昌彦『信玄の黄金遺跡と埋蔵金』を参照。
- (4) 『近代民衆の記録』2鉱夫、二四一頁。
- (5) 『岐阜県史』通史編近代中、九〇六頁。
- (6) 同上、九〇九頁。
- (7) 『神岡鉱山史』、六八五頁。
- (8) この点は、水瀬清二郎『坑夫』、三二六頁の証言、又『岐阜県史』通史編近代中、九四一頁にみられる。三井神岡鉱山の「飯場維持経費」に、「浪人付合入用」などと公然と記していることからわかる。
- (9) 拙稿「明治期における友子制度普及の必然性」、『経済志林』五三一―一五三、四〇頁以下参照。

- (10) 『岐阜県史』通史編近代中、九四二—三頁。
- (11) 大正期についてであるが水瀬清二郎は、『坑夫』一〇五頁で、「親分又は兄分となるには坑夫となつてから三年以上経過してゐる事が条件になる故に弟分子分も決して無制限に有てゐるものではない、三年経つて初めて一人の子分を持ちそれより後尚二年乃至三年目毎に頭役の見込みによつて一人宛振り当てられるので、従つて子分の沢山あるもので十五人位が関の山である、此れだけ持つには少なくとも、坑夫生活三十年以上を持たねばならぬ、此の点土方の親分子分とは大にその趣を異にしてゐる」と指摘している。
- (12) 同上、一三頁。
- (13) 蓮沼叢雲『足尾銅山』、六〇—一頁。
- (14) 『近代民衆の記録』2 鉱夫、三六一頁。
- (15) 松井勝明『現代じん肺20年のあゆみ』、一七二頁。
- (16) 水瀬清二郎『坑夫』、一一三—三頁。
- (17) 松島静雄『友子の社会学的考察』、八五頁。
- (18) 『秋田の民俗』、一〇—一頁。

「徳川時代の金掘友子に関する考察」への補遺

今度、大館市史編纂室の菊地仁氏より、新たに徳川末期の友子の存在を示す大葛鉱山の経営者の日記（慶応二年十月十七日）の紹介をえた。日記には、菊地氏の説明によれば南部の槇木鉱山との鉱区争いを背景に、渡坑夫を大葛金山から締め出すという策動を知つた当の渡坑夫が、経営当局に「封す状廻さす内ニ、当地より先に最上辺（幸生や永松の鉱山がある）え立越、右の訳取かたり友子え頼合いたし、南部山をめつほう度候」とある。この日記は、近く『比内町史』に発表されるが、事前に比内町史編纂室の石井博夫、山本栄両氏の便宜により、閲読する機会をえた。徳川期の友子の実在性がまた深まった。三氏に感謝する次第である。